

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

1 警報等の市民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

- (1) 市は、各機関から受けた注意報・警報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、注意報・警報等の補填に努める。
- (2) 市において、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

2 市民の避難誘導対策

風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域内の災害時要援護者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、災害時要援護者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、災害時要援護者関連施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (2) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (3) 市民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努める。
- (4) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、災害時要援護者に対して配慮するよう努める。
- (5) 避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。
- (6) 避難勧告、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

3 災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設等

洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに市民に対して周知する。

(3) 道路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

4 警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法に基づく警報・注意報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

長野地方気象台が発表する警報、注意報は次のとおりである。

ア 警報

種 類	発 表 基 準
暴 風	平均風速17m/s以上。
暴 風 雪	平均風速17m/s以上 雪を伴う。

	一次細分	二次細分	1時間降水量	3時間降水量	24時間降水量	
	大 雨	北 部	中野飯山地域	40mm以上 総雨量80mm以上	60mm以上	110mm以上
長野地域			40mm以上 総雨量80mm以上	60mm以上	110mm以上	
大北地域			40mm以上 総雨量80mm以上	60mm以上	110mm以上	
中 部		上田地域	40mm以上 総雨量80mm以上	60mm以上	110mm以上	
		佐久地域	40mm以上 総雨量80mm以上	60mm以上	110mm以上	
		松本地域	40mm以上 総雨量80mm以上	60mm以上	110mm以上	
		乗鞍上高地地域	50mm以上 総雨量100mm以上	80mm以上	160mm以上	
		諏訪地域	40mm以上 総雨量80mm以上	60mm以上	110mm以上	
南 部		上伊那地域	50mm以上 総雨量100mm以上	80mm以上	160mm以上	
		木曾地域	50mm以上 総雨量100mm以上	80mm以上	180mm以上 [御嶽山300mm以上]	
		下伊那地域	50mm以上 総雨量100mm以上	80mm以上	180mm以上	
洪 水		一次細分	二次細分	24時間降水量		
		北 部	中野飯山地域	110mm以上		
			長野地域	110mm以上		
			大北地域	110mm以上		
	中 部	上田地域	110mm以上			
		佐久地域	110mm以上			
		松本地域	110mm以上			

		乗鞍上高地地域	160mm以上	
		諏訪地域	110mm以上	
	南部	上伊那地域	160mm以上	
		木曾地域	180mm以上 [御嶽山300mm以上]	
		下伊那地域	180mm以上	
大雪	一次細分	二次細分	24時間降雪の深さ	
	北部	中野飯山地域	70cm以上	
		長野地域	40cm以上 [山沿い60cm以上]	
		大北地域	40cm以上 [山沿い60cm以上]	
	中部	上田地域	30cm以上 [菅平50cm以上]	
		佐久地域	30cm以上	
		松本地域	30cm以上 [聖高原50cm以上]	
		乗鞍上高地地域	50cm以上	
		諏訪地域	30cm以上	
	南部	上伊那地域	30cm以上	
		木曾地域	50cm以上	
		下伊那地域	30cm以上	
	※1 地面現象	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
	※1 浸水	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
	※2 (水防活動用気象警報)			
大雨警報	一般の大雨警報と同じ。			
洪水警報	一般の洪水警報と同じ。			

イ 注意報

種 類	発 表 基 準					
風 雪	平均風速13m/s以上 雪を伴う。					
強 風	平均風速13m/s以上。					
大 雨	一次細分	二次細分	1時間降水量	3時間降水量	24時間降水量	
	北 部	中野飯山 地 域	25mm以上	40mm以上	70mm以上	
		長野地域	25mm以上	40mm以上	70mm以上	
		大北地域	25mm以上	40mm以上	70mm以上	
	中 部	上田地域	25mm以上	40mm以上	70mm以上	
		佐久地域	25mm以上	40mm以上	70mm以上	
		松本地域	25mm以上	40mm以上	70mm以上	
		乗鞍上高 地 地 域	30mm以上	60mm以上	100mm以上	
		諏訪地域	25mm以上	40mm以上	70mm以上	
	南 部	上 伊 那 地 域	30mm以上	60mm以上	100mm以上	
		木曾地域	30mm以上	60mm以上	120mm以上 [御嶽山200mm 以上]	
		下 伊 那 地 域	30mm以上	60mm以上	120mm以上	
	洪 水	一次細分	二次細分	24時間降水量		
		北 部	中野飯山 地 域	70mm以上		
			長野地域	70mm以上		
大北地域			70mm以上			
中 部		上田地域	70mm以上			
		佐久地域	70mm以上			
		松本地域	70mm以上			
		乗鞍上高 地 地 域	100mm以上			

		諏訪地域	70mm以上	
	南 部	上 伊 那 地 域	100mm以上	
		木曾地域	120mm以上 [御嶽山200mm以上]	
		下 伊 那 地 域	120mm以上	
大 雪	一次細分	二次細分	24時間降雪の深さ	
	北 部	中野飯山 地 域	40cm以上	
		長野地域	20cm以上 [山沿い40cm以上]	
		大北地域	20cm以上 [山沿い40cm以上]	
	中 部	上田地域	15cm以上 [菅平20cm以上]	
		佐久地域	15cm以上	
		松本地域	15cm以上 [聖高原20cm以上]	
		乗鞍上高 地 地 域	20cm以上	
		諏訪地域	15cm以上	
	南 部	上 伊 那 地 域	15cm以上	
		木曾地域	15cm以上	
		下 伊 那 地 域	15cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合。		
	乾 燥	最小湿度20%以下で実効湿度55%以下。		
	濃 霧	視程100m以下。		
雪 崩	表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さが20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上、又は日降水量が15mm以上。			
霜	最低気温が2℃以下。(早霜、晩霜期)			
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。			
低 温	夏季：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温が15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続くとき。 冬季：最低気温が-11℃以下。高冷地で-17℃以下になるとき。			

融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上。 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上。
※1 地面現象	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
※1 浸水	大雨・長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
※2 (水防活動用気象注意報) 大雨注意報 洪水注意報	一般の大雨注意報と同じ。 一般の洪水注意報と同じ。

(注)

- 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 ※1 この警報・注意報は、標題を出さないで気象警報・注意報に含めて行う。
※2 水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 3 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(2) 水防法に基づく警報等

ア 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を突破するおそれのあるとき。
洪水警報	溢水、氾濫等により重大な損害が生ずるおそれのあるとき。
特別警戒水位到達情報	警戒水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

イ 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要などとき。

(3) 消防法に基づく警報等

ア 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとき長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7 m/s を超える見込みのとき。 3 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

イ 火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項アの発表基準に準ずる。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発 表 機 関	対 象 地 域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
千曲川・犀川に 対する 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））
	協議	
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市町村長	各市町村域

特別警戒水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（千曲川・犀川）
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県土木部砂防課	共同 県全域あるいは一部

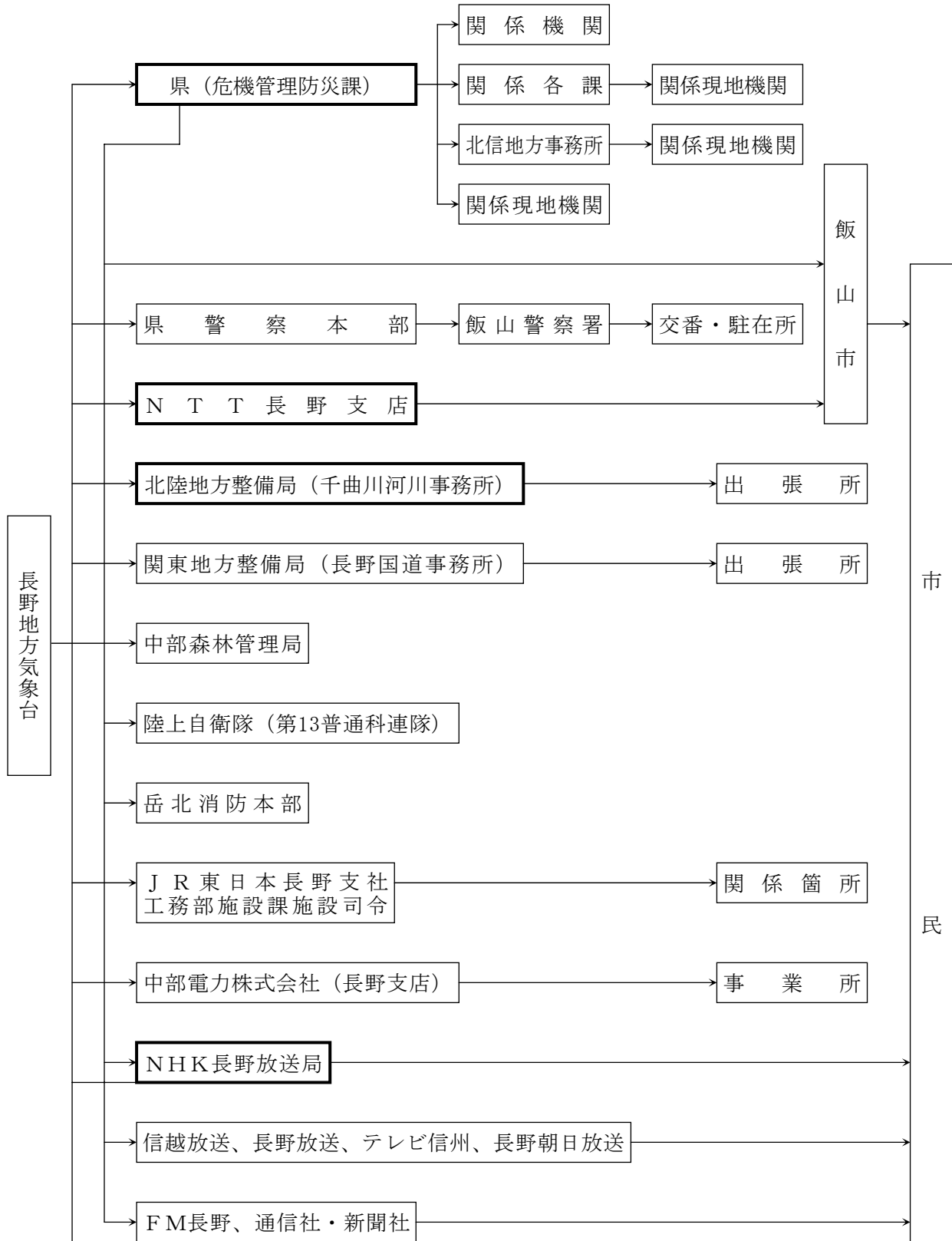
6 警報・注意報の対象地域の区分

一次細分区域	二次細分区域	区 域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡
中 部	上田地域	上田市、東御市及び小県郡
	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曾地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曾地域	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贅川に限る。）及び木曾郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

7 警報等の伝達系統及び実施要領

(1) 気象警報、注意報及び情報

伝達系統



注1 長野地方気象台から各防災関係機関への伝達は、防災情報提供システムによる。また警報

発表時にはN T T長野支店に対し、オンラインにより伝達する。

注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政無線ファックスによる。

注3 その他の伝達は、ファックス、音声、映像その他の方法による。

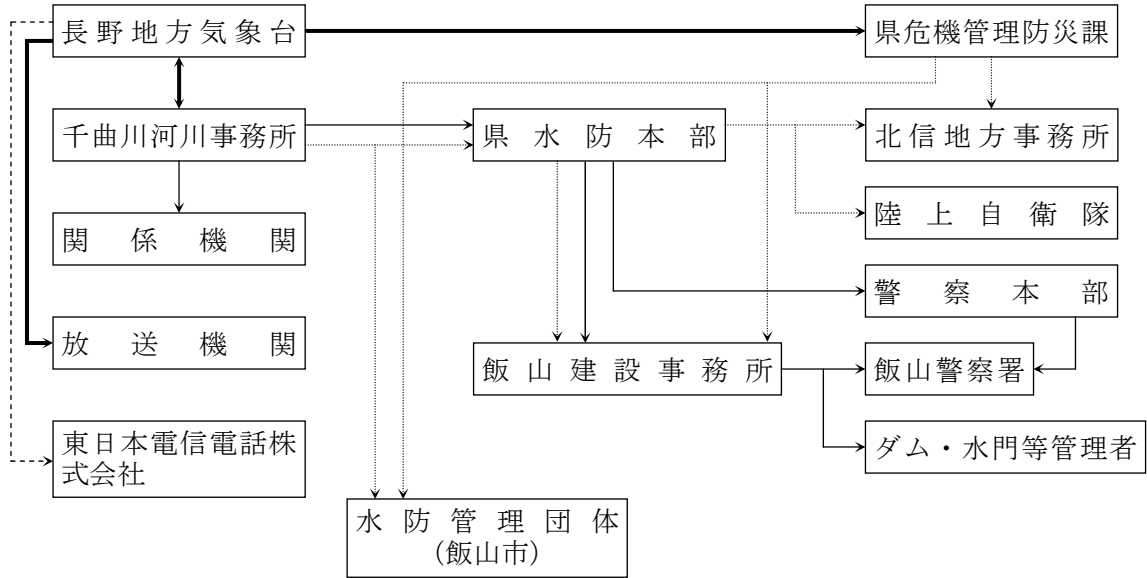
注4 は、法令により、長野地方気象台から警報事項を受領する機関。

(2) 水防警報等

ア 伝達系統

(7) 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

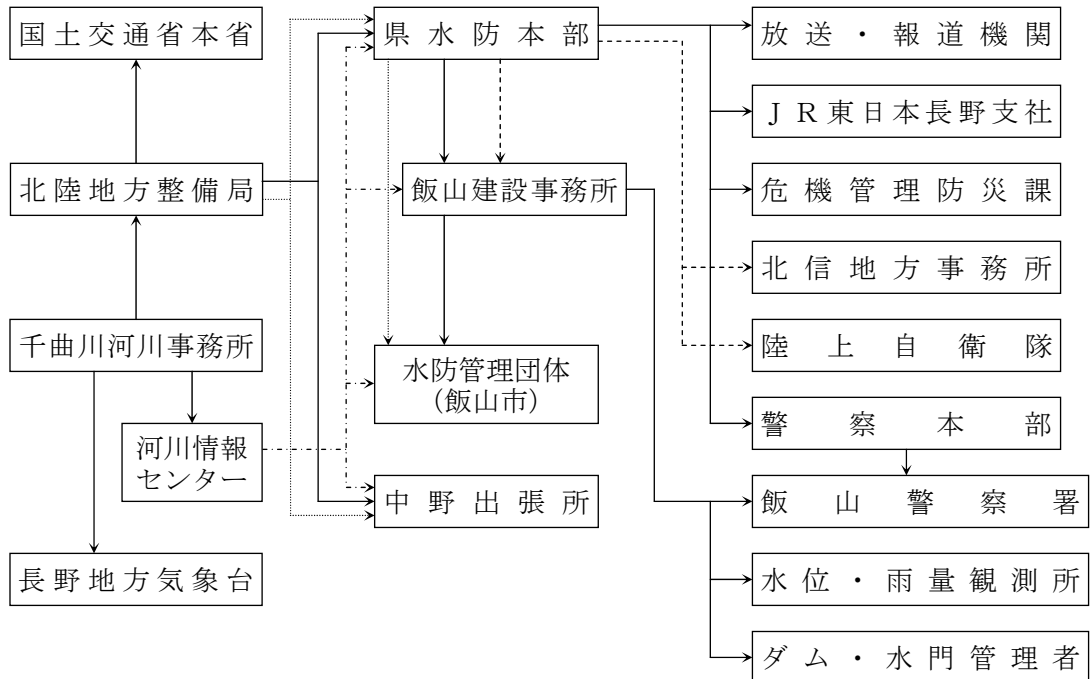
〈千曲川・犀川〉



(注) ----- は防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

(4) 水防警報（国土交通大臣が行うもの）

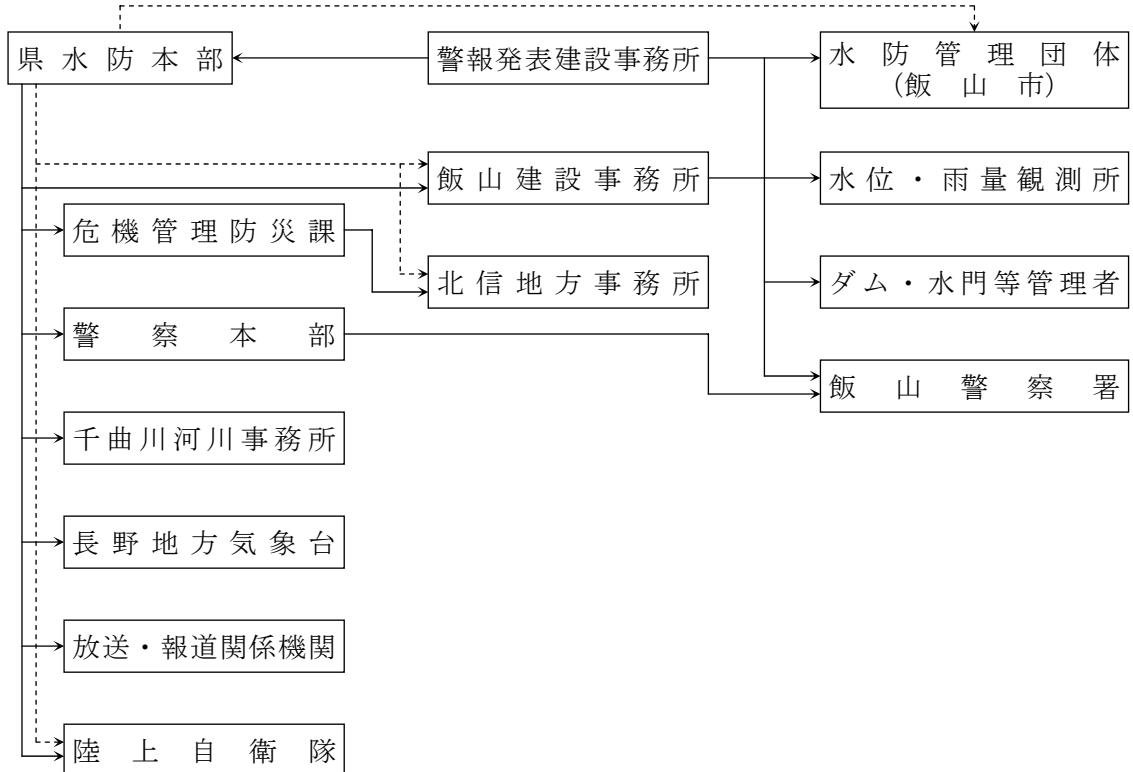
〈千曲川・犀川〉



(注) 1 ----- はファクシミリによる伝達を示す。

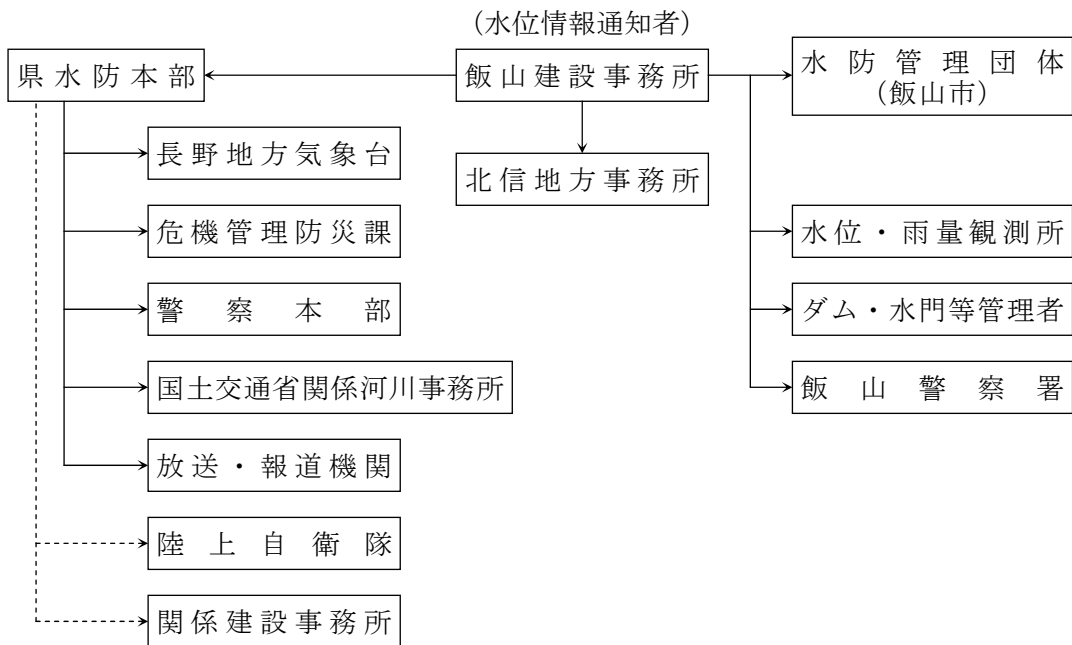
(注) 2 ----- は河川情報センター端末機設置の機関への補助的伝達系統である。

(ウ) 水防警報（知事が行うもの）



(注) ----- は水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

(エ) 水位情報の通知（知事が行うもの）



(注) ----- は水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

———— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

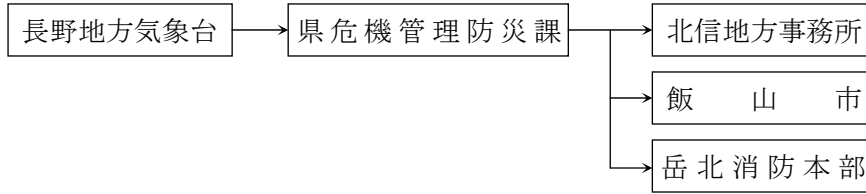
イ 各機関における実施事項

(7) 注意報、警報等の発表機関は、本節5「警報等の発表及び解除」でいう所轄の河川について警報等を発表したときは、前記アでいう各機関に通知する。

(イ) 警報等の通知を受けた各機関は、前記(1)に掲げる関係機関に対し速やかに通知又は連絡あるいは報告する。

(3) 火災気象情報

ア 伝達系統

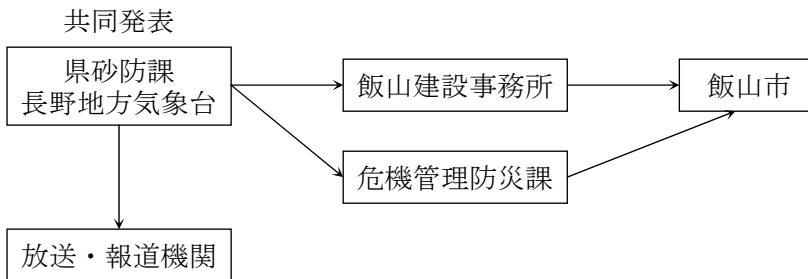


イ 各機関における実施事項

(7) 長野地方気象台が火災気象通報を発表したときは、県（危機管理防災課）に通報する。

(イ) 危機管理防災課長は、(1)の伝達系統により速やかに通報又は連絡する。

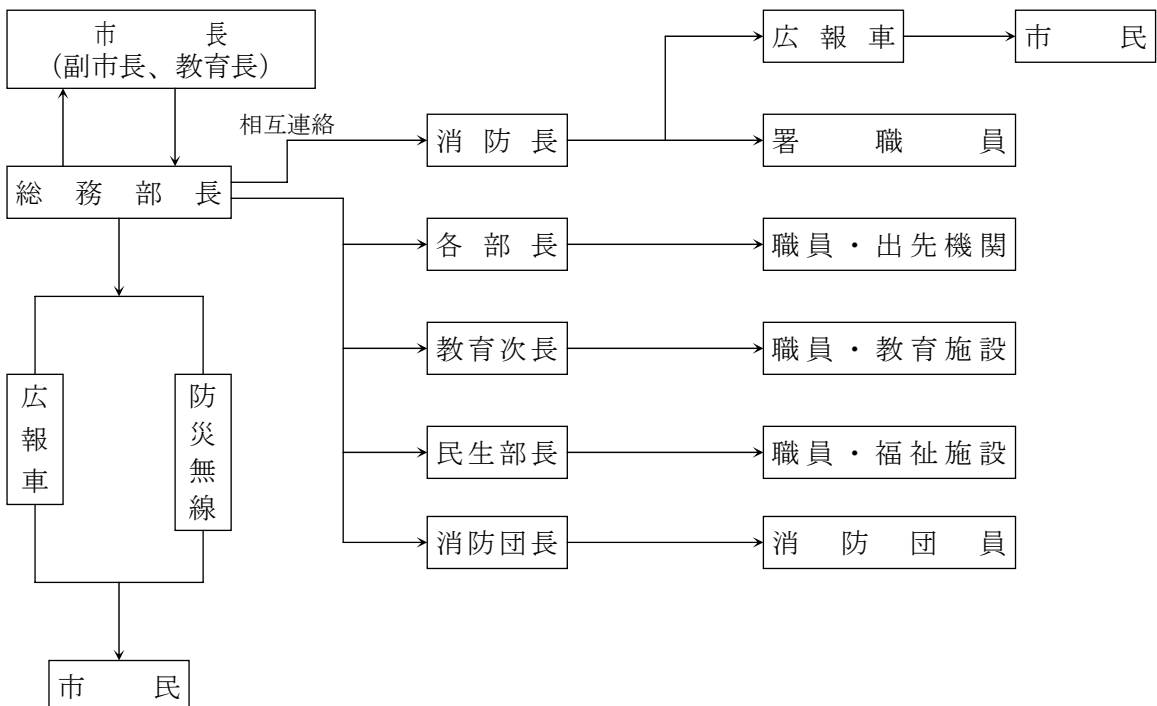
(4) 土砂災害警戒情報



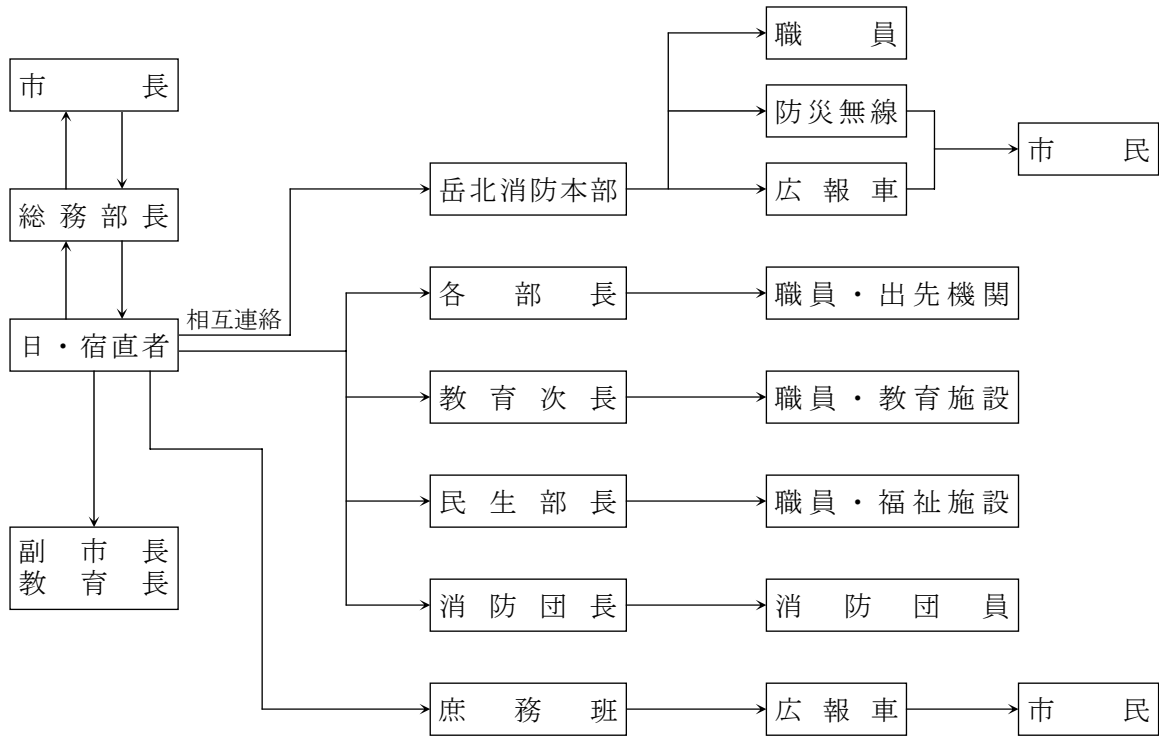
8 市における伝達系統

(1) 伝達系統図及び方法

ア 勤務時間中における伝達系統



イ 休日、勤務時間外における伝達系統



ウ 伝達要領

(7) 勤務時間中の取扱い

a 伝達責任者

予報、注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務部長とする。ただし、農畜産物に関するものは経済部長（農林課長）とする。

b 措置

- (a) 総務部長は、受理した予警報等を直ちに市長等及び関係部課長に連絡する。
- (b) 連絡を受けた関係部課長は、とるべき措置について市長の指示を受け総務部長に連絡するとともに、その措置に当たる。
- (c) 総務部長は、(b)により連絡を受けたときは、庁内放送により各部課長等に通知する。
- (d) 各部課長は、予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに市民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。

(4) 休日、勤務時間外取扱い

a 伝達責任者

勤務時間外及び休日における予警報等の伝達責任者は宿日直者とする。

b 措置

- (a) 宿日直者は、受領した予警報等を直ちに総務部長及び関係部課長等に通知するとともに、市長に報告する。
- (b) 以下(7)に準じて措置する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

災害が発生した場合、市及び各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

1 報告の種類

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 概況速報

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が実施し、総務部企画財政課がとりまとめ集計を行い、北信地方事務所地域政策課に報告する。

担当課	責任者	担当者	調査担当者協力者
企画財政課	課長	企画調整係長	関係各課 各区長 生産者団体等

(2) 被害調査報告

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が関係機関、団体、各区長及び施設管理者等の協力を得て実施する。

なお、各課における班編成、担当区域等は実情に則し各課で別途定める。

調査に当たっては、相互に連絡を密にし調査の脱漏重複等のないように十分に留意し、異なった被害状況調査等は調整する。

また、被害が甚大であり、市において被害調査ができないとき、又は調査に専門技術を要するため市が単独ではできないときは、県の出先機関等に応援を求めて行う。

被害調査報告担当表

	報告の種類	担当課	担当者	協力機関	様式番号
1	[人的家屋被害] 人的被害 家屋土地被害	市民課 税務課	市民係長 資産税係長	各区長 民生委員 各区長	2号

2	避難勧告・避難指示等避難状況	企画財政課	企画調整係長	各区長	2-1号
3	社会福祉施設	保健福祉課	社会福祉係長 高齢者福祉係長	各区長 民生委員 日赤奉仕団	3号
4	[農業関係被害] 農・畜産業被害 農地農業用施設	農林課 農林課	農政係長 耕地林務係長	各区長 各農協 生産者団体 各区長 土地改良区	5号
5	林業関係被害	農林課	耕地林務係長	各区長 森林組合	6号
6	土木関係被害	道路河川課	監理係長	各区長	7号
7-1	都市施設被害	都市計画課	計画係長	関係区長	8号
2	下水道施設被害	上下水道課	下水道管理係長	〃	8号
8	水道施設被害	上下水道課	水道業務係長	各区長 各簡易水道 組合	9号
9	廃棄物処理施設被害	生活環境室	生活環境係長		10号
10	感染症関係被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	11号
11	医療施設被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	12号
12	商工関係被害	商工課	商工振興係長	商工会議所	13号
13	観光施設被害	観光課	観光係長	観光協会	14号
14	[教育関係施設被害] 学校施設 社会教育施設 体育施設	子ども課 生涯学習課 管理学習課 生涯学習課	学校教育係長 生涯学習係長 公民館係長 スポーツ振興係長	各学校長	15号
15	市有財産被害	庶務課	管財係長	関係区長	17号
16	火災	岳北消防本部	警防係長		19号
17	特定の事故	岳北消防本部	警防係長		19の2号

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表

のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 ・ 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田 畑 流 失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものであるをいう。
田 畑 埋 没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものであるをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。

り 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、第6編資料5-1のとおりである。これらの報告は、関係各課等において地方事務所、建設事務所、保健所等県出先機関へ行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、直接県へ報告しその後地方事務所等へ報告する。

なお、各課等は、県機関等へ報告した「写」を企画財政課へ提出する。企画財政課ではこれを整理集計する。

イ 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は北信地方事務所長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

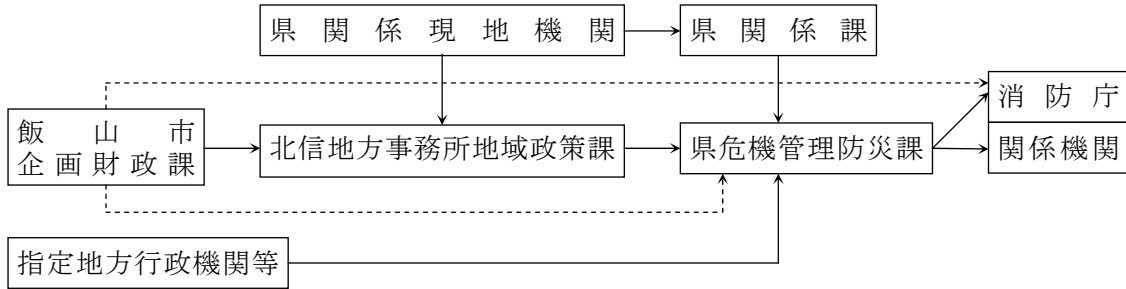
火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び岳北消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。）

5 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

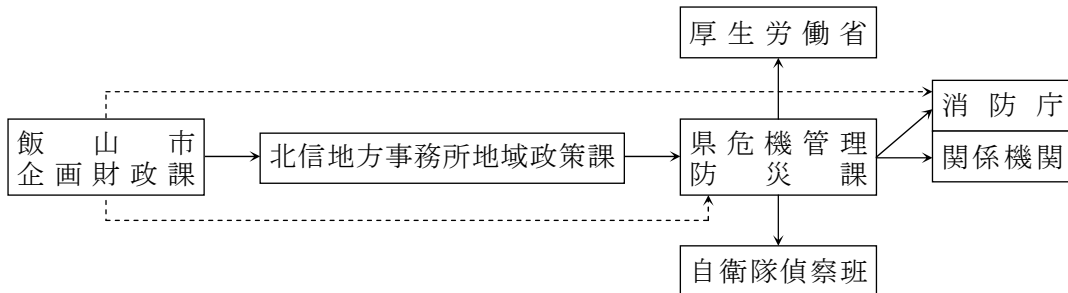
飯山市の災害情報連絡系統図

(1) 概況速報 (様式1号)



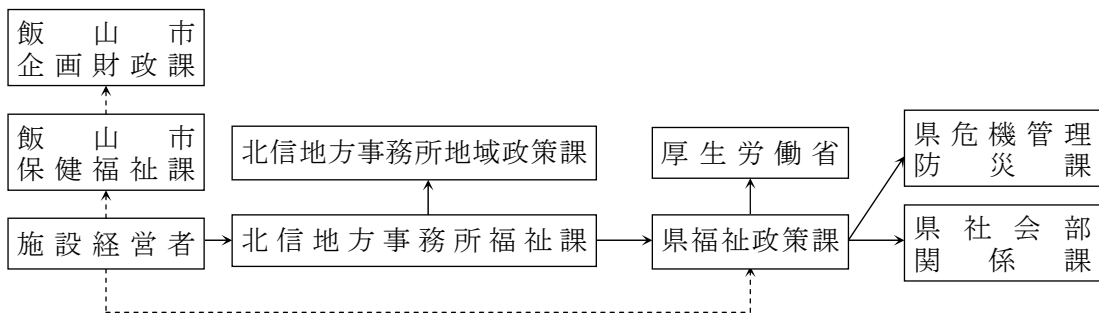
(2) 人的及び住家の被害状況報告 (様式2号)

避難勧告・避難指示等避難状況報告 (様式2-1号)

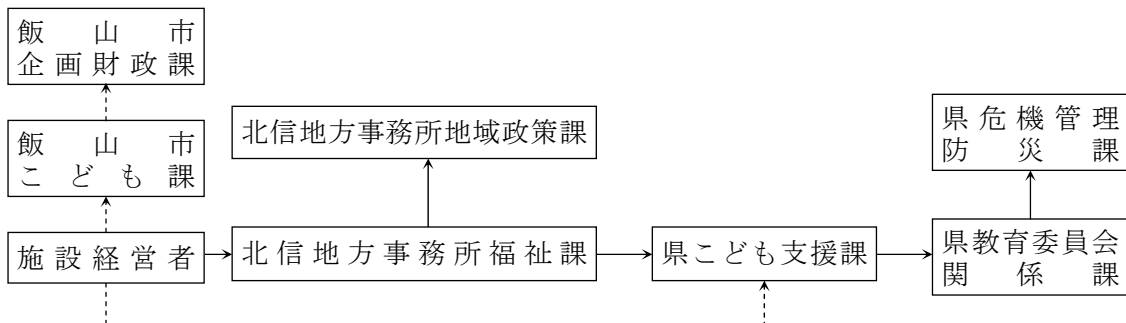


(3) 人的及び住家の被害状況報告 (様式3号)

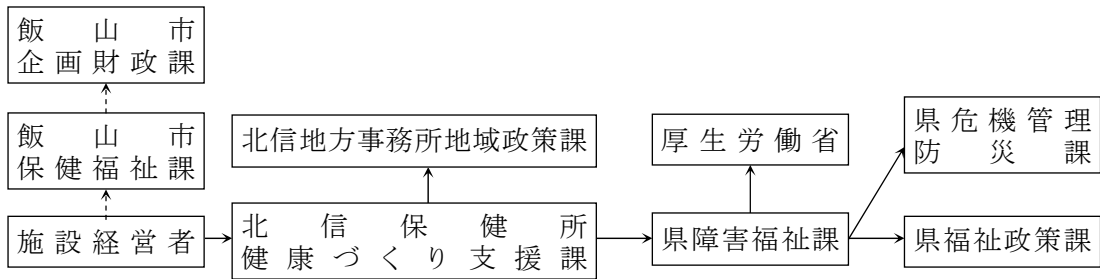
ア 社会福祉施設被害状況報告 (次項のイ、ウに関するものを除く)



イ 社会福祉施設被害状況報告 (保育所に関わること)

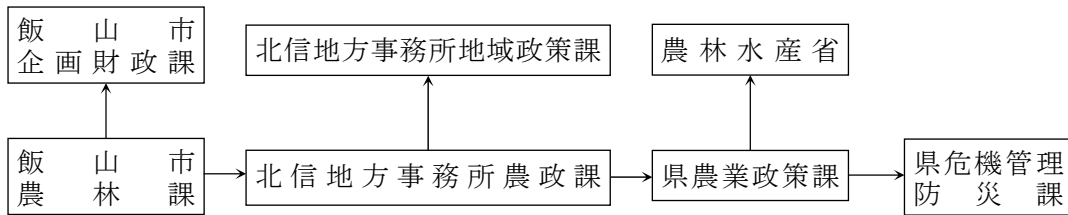


ウ 社会福祉施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関わること）

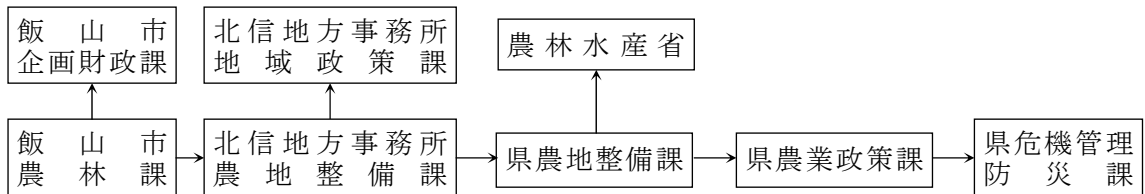


(4) 農業関係被害状況報告（様式5号）

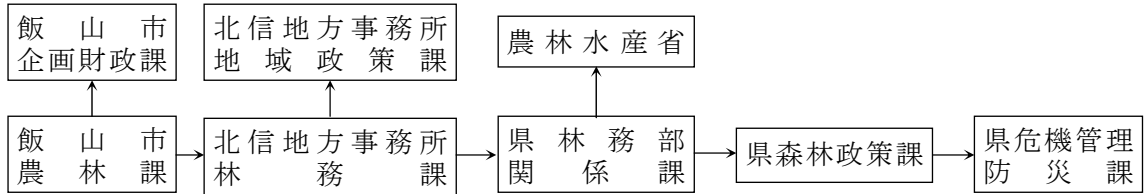
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

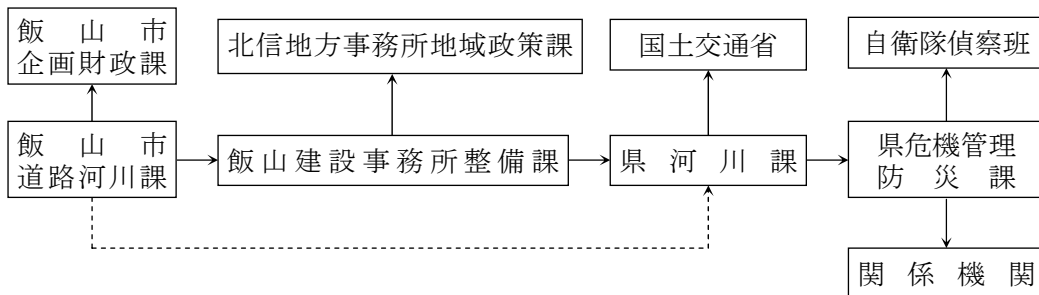


(5) 林業関係被害状況報告（様式6号）

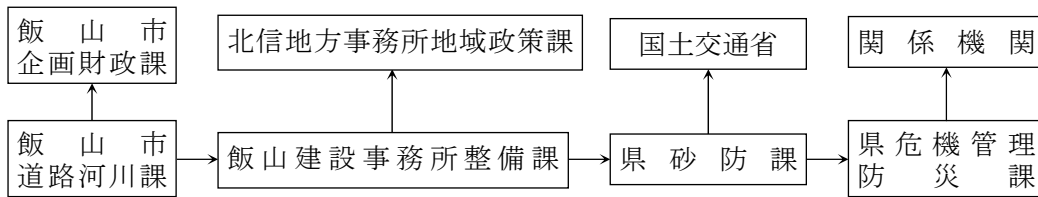


(6) 土木関係被害状況報告（様式7号）

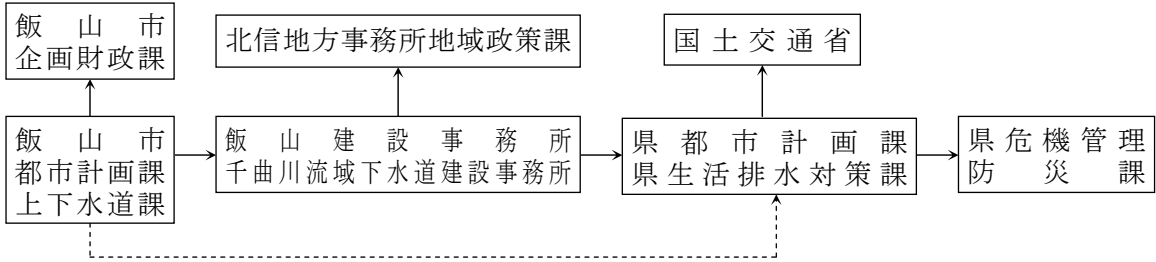
ア 公共土木施設被害状況報告等



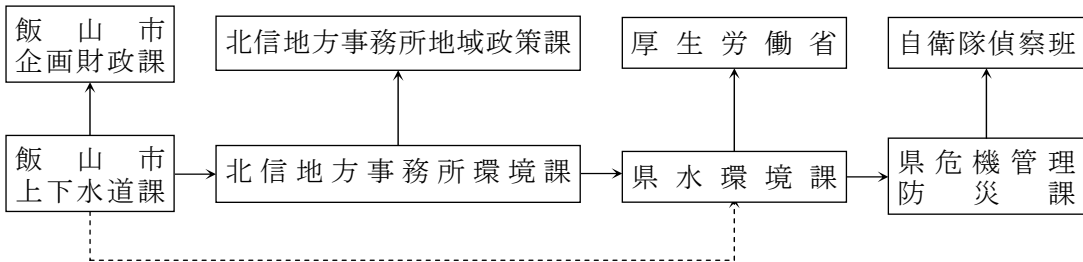
イ 土砂災害等による被害報告



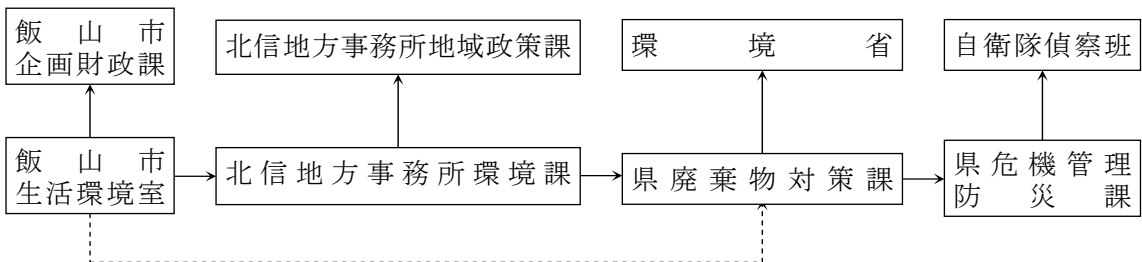
(7) 都市施設被害状況報告（様式8号）



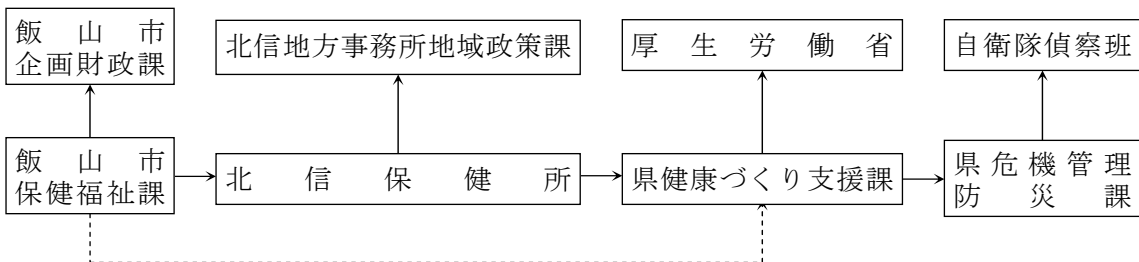
(8) 水道施設被害状況報告（様式9号）



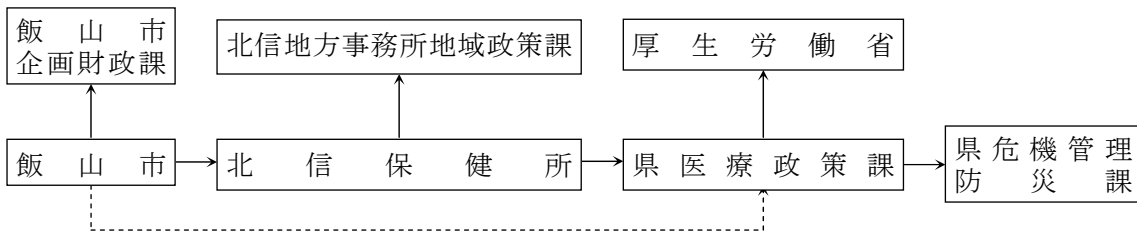
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式10号）



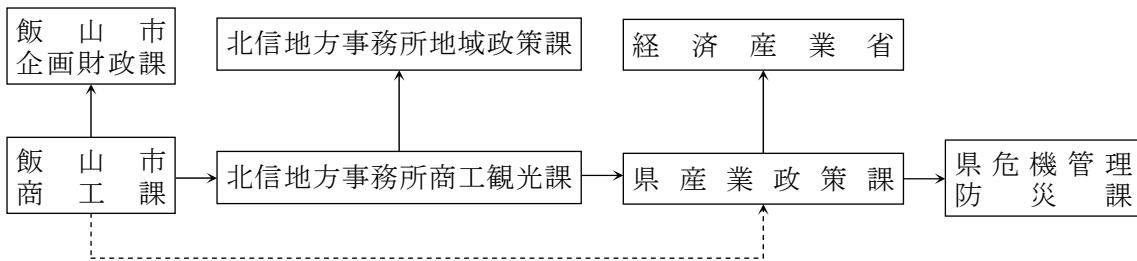
(10) 感染症関係報告（様式11号）



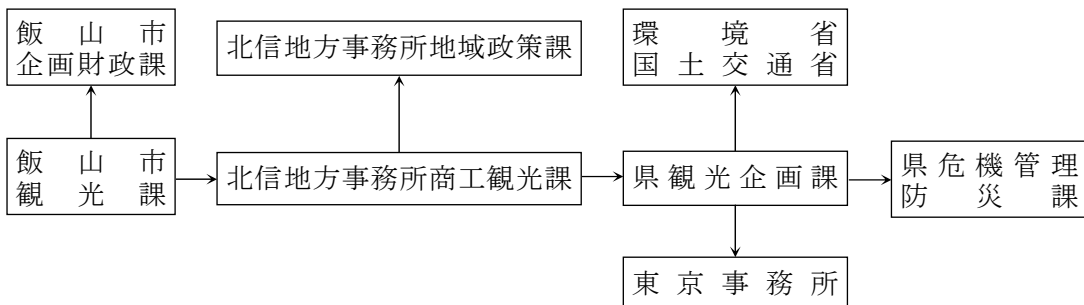
(11) 医療施設関係被害状況報告（様式12号）



(12) 商工関係被害状況報告（様式13号）

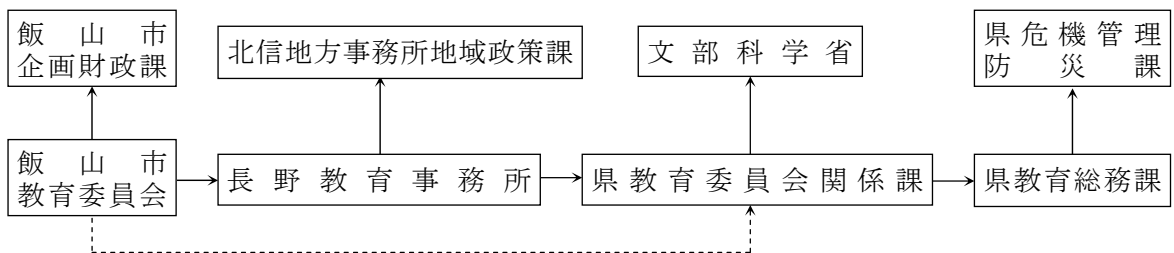


(13) 観光施設被害状況報告（様式14号）

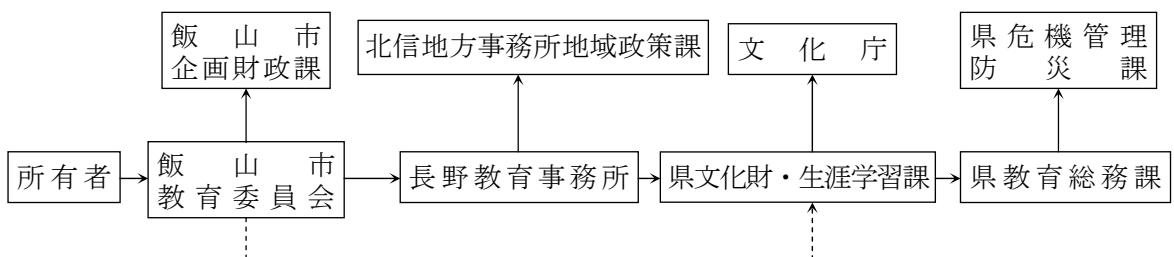


(14) 教育関係被害状況報告（様式15号）

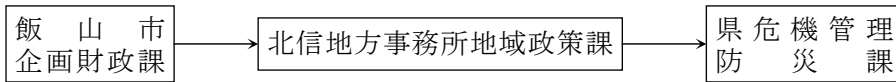
ア 市施設



イ 文化財

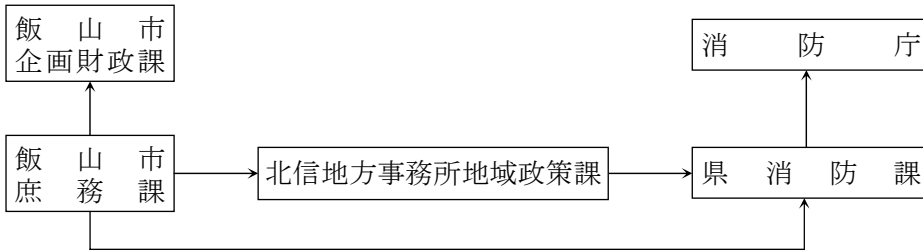


(15) 市有財産の被害状況報告（様式17号）

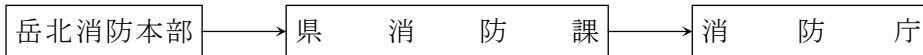


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

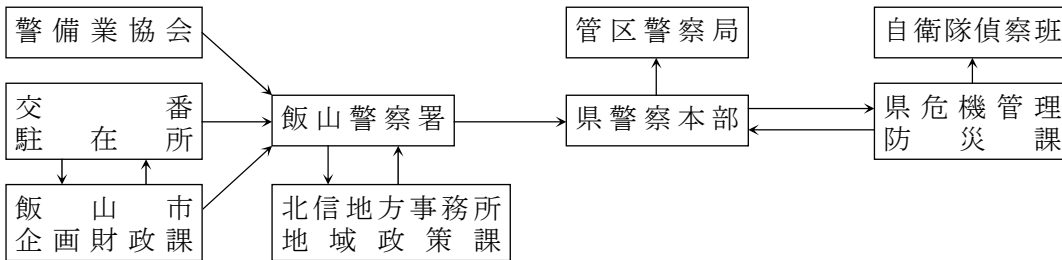
(16) 火災即報（様式19号）



(17) 火災等即報（危険物に係る事故）

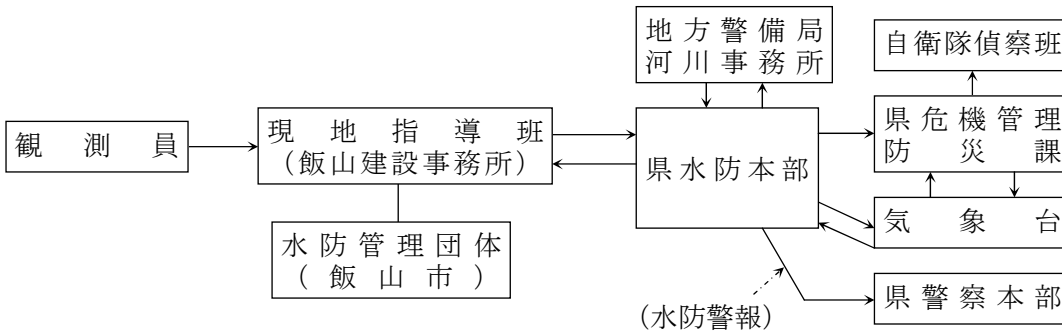


(18) 警察調査被害状況報告（様式20号）



(19) 水防情報

雨量・水位の通報



第3節 非常参集職員の活動

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

1 動員体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の動員体制をとる。

(1) 配備基準等

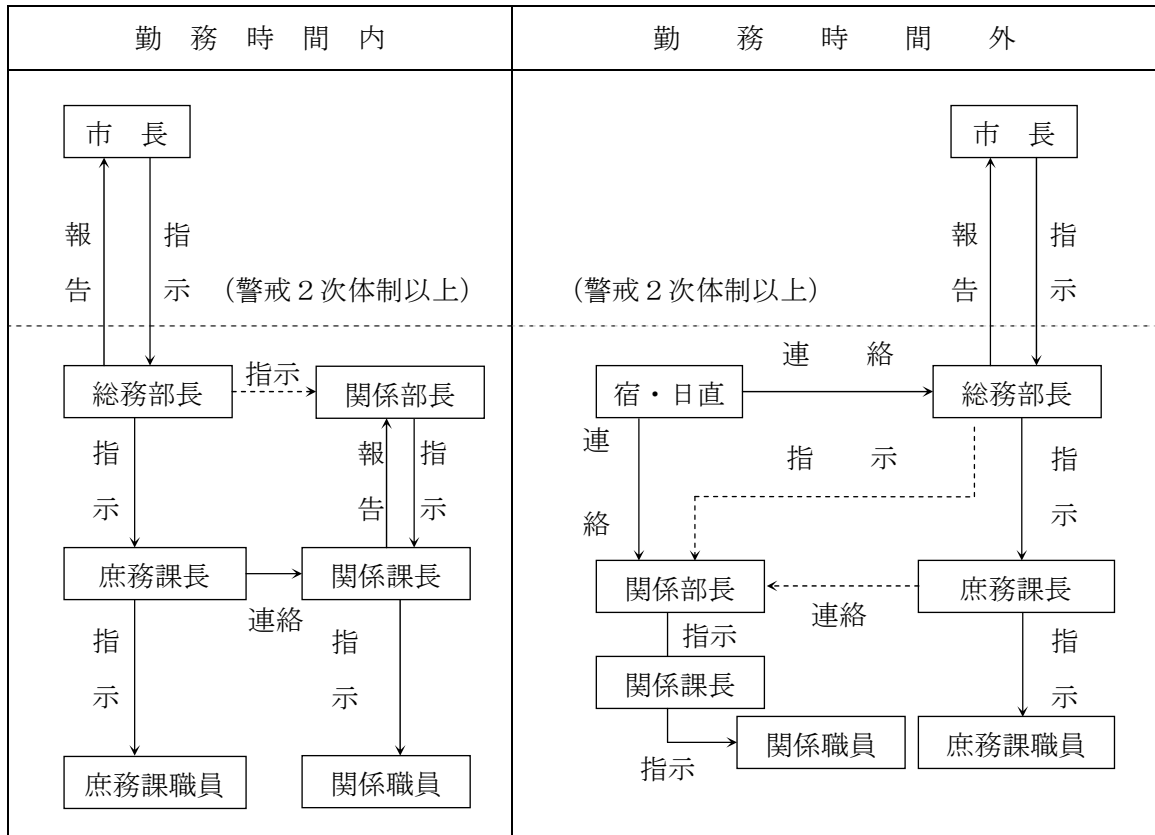
配 備 区 分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備 (警戒1次体制) 警戒の体制	<ul style="list-style-type: none"> ○気象業務法に基づく警報（状況により注意報も含む）が発表されたとき ○局地的な集中豪雨、台風の接近 ○千曲川増水 立ヶ花指定水位3m超 ○30ミリ／1H又は総雨量が80ミリの雨量 	<ul style="list-style-type: none"> ○各課長等は、所管の業務の中で、職員を配置し、情報収集及び状況調査するとともに災害の未然防止に努め、必要に応じて総務部長に報告する。 ○総務部長は、関係部長と協議して対応策、配備体制を検討し、必要に応じて理事者に報告する。
第2配備 (警戒2次体制) 「警戒本部」の設置 (災害発生前の体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生のおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 立ヶ花（飯山）警戒水位5m超 ○50ミリ／1H又は総雨量が110ミリの雨量 	<ul style="list-style-type: none"> ○市長は、庁議を招集し、気象情報・各種状況等の情報交換と今後の対応について協議し、警戒本部を設置する。各部長等は第2配備（警戒2次体制）をとり、状況調査、災害防止に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に災害が発生したとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 立ヶ花（飯山）危険水位8.6m超、避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○各対策部長は、第3配備（非常1次体制）をとり、被害調査、被害拡大防止、応急復旧等につとめる。

	<p>等発表</p> <p>○80ミリ／1H又は総雨量が130ミリの雨量</p>	<p>○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。</p> <p>○必要に応じて職員配置を増強する。</p>
<p>第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)</p>	<p>○激甚又は大規模な災害が発生したとき</p> <p>○第3配備(非常体制)では対応できないとき</p>	<p>○各対策部長は第4配備(非常2次体制)をとり被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。</p> <p>○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。</p> <p>○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。</p>

(2) 配備指令の伝達及び動員配備

ア 伝達系統

警戒、非常配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の系統により実施する。



イ 時間外の動員方法

職員への連絡は防災行政無線により行う。

また、各部長等は電話、急使、その他による連絡方法を予め定めておく。

ウ 通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに配備基準表により登庁する。

エ 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅、又は避難所に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

風水害等における配備基準

(平成19年4月1日現在)

対策部	班	第1配備		第2配備		第3配備		第4配備	
		警戒1次体制		警戒2次体制		非常1次体制		非常2次体制	
		警戒の態勢		警戒本部設置		災害対策本部設置			
増水時等で軽微な対応									
総務対策部	庶務班（選管含む）	1	3	※ ただし、警戒の種類により各班で配備人員を増強	8	※ ただし、発生するおそれのある災害の種類と範囲により、各班で配備人員を増強	14	※ 災害の種類と範囲及び規模により各班で配備人員を増強（被災地域の区長・消防団員を考慮）	※ 災害の種類、規模、地域にかかわらず、全職員（被災地域の区長・消防団員を考慮）
	企画財政班	1	2		4		6		
	人権政策班				2		2		
	税務班				2		12		
	会計班				1		3		
	小計	2	5		17		37		
民生対策部	保健福祉班（支援C含む）		2		7		18		
	市民・生活環境班				4		12		
	小計		2		11		30		
経済対策部	農林班（農委含む）	1	2		8		11		
	商工・観光班				2		7		
	小計	1	2	10	18				
建設水道対策部	道路河川班	1	3	10	12				
	都市計画班	1	4	7	10				
	上下水道班		2	12	16				
	小計	2	9	29	38				
教育対策部	子ども班	1	3	6	10				
	スポーツ生涯学習班		1	2	4				
	小計	1	4	8	14				
議会対策部	議会班（監査含む）			1	3				
	小計			1	3				
消防対策部	消防班（岳北消防本部）								
	小計								
合計		6	22		76		140		

※千曲川は立ヶ花の水位と上流域の降雨量、気象情報により配備人員を判断する。

2 活動体制

(1) 災害警戒本部等

ア 災害警戒本部

市長は、次のいずれかの状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

- (ア) 大雨、暴風雨、暴風雪、大雪、洪水又は浸水の各警報のうち1つ以上が発表されたとき。
- (イ) 災害が発生したとき。
- (ウ) 激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

イ 水防本部

水防法第17条の規定により市長を本部長とし、洪水時における水害を警戒防御する。ただし飯山市災害警戒（対策）本部が設置されたときは、同本部の一部としてその分掌事務を処理する。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

市長は、次のいずれかの状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

- (ア) 大規模な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
- (イ) その他激甚な災害の発生が予想されるとき。

イ 廃止基準

- (ア) 災害の発生するおそれがなくなると認められるとき。
- (イ) 災害発生後における応急対策活動がおおむね完了したとき。
- (ウ) その他災害対策本部の設置が不要と認められるとき。

ウ 設置及び廃止の通知

警戒本部・災害対策本部を設置又は廃止した場合は、次表により直ちに防災関係機関等に通知及び公表する。

連 絡 先	連 絡 方 法 と 担 当 者
○ 庁内各課	庁内放送 → 本 部
○ 市役所出先機関	電 話 → 本 部
○ 防災関係機関（第6編資料1-1参照）	電 話 → 各対策部
○ 市 民	防災行政無線 → 庶務班

エ 本部体制

- (ア) 災害警戒本部、災害対策本部を総務部庶務課におく。
- (イ) 対策部長会議は市役所31号会議室で開催する。
- (ウ) 本部員会議（対策部長・班長）は市役所全員協議会室で開催する。
- (エ) 本庁舎が機能しない場合には、別に定める。

オ 組織構成及び事務分掌

災害対策本部の組織構成及び事務分掌は、別表のとおりとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、市職員による現地災害対策本部長を置く。

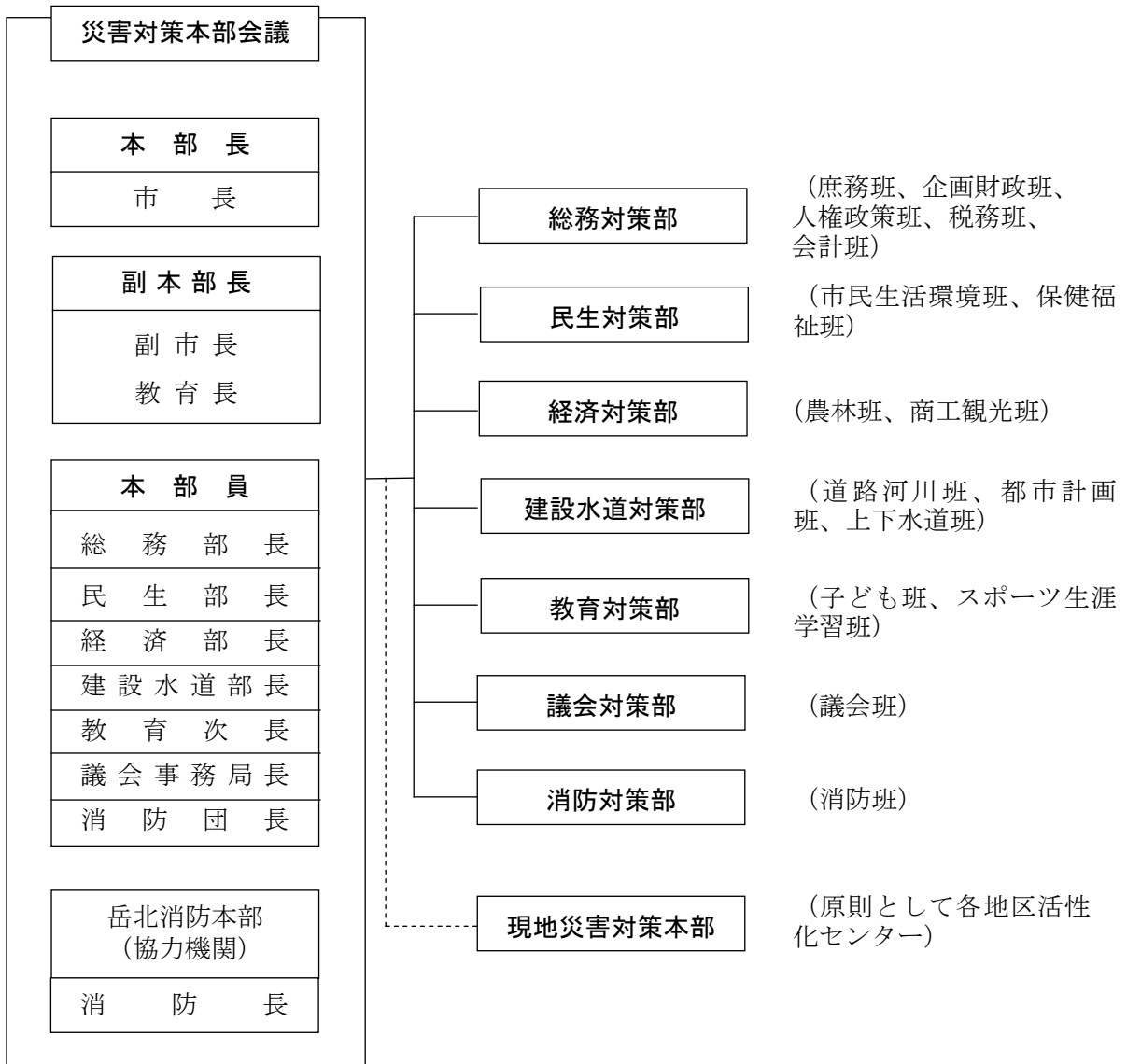
現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況を速やかに本部長に報告する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

市に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

別表

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌

(市外の被災地応援は、この分掌事務に準じて実施)

対策部 (部長)	班 (班長)	分 掌 事 務
総務対策部 (総務部長)	庶務班 (庶務課長) (選管事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事者との連絡調整 2 本部の設置、運営及び連絡調整 3 災害情報の伝達及び広報 (CATV・ホームページを含む) 4 災害救助法関係 5 職員の動員、派遣及び各部間の応援 6 自衛隊の派遣要請と受入れ体制 7 防災ヘリコプター等の応援要請及びヘリポート関係 8 防災行政無線 (同報系・移動系) の管理 9 避難勧告等の決定をするための資料作成 10 市有財産、営造物の災害対策 11 緊急輸送車両、機材、用品の調達及び用地確保 12 消防団、飯山市防災会議、飯山警察署その他関係機関との連絡調整 13 応援自治体等への要請、受入れ調整及び配備計画等 14 部内の連絡調整及び応援体制 15 被害記録等の保存
	企画財政班 (企画財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等の収集・分析・庁内伝達 2 気象・水防予報、警報の受理及び伝達 3 各種災害情報の収集・庁内伝達 4 被害情報の収集・集計・伝達 5 通信連絡施設の復旧 6 区長会協議会、各地区防災協議会及び自主防災組織等との連絡調整 7 防犯対策 8 被害状況の整理・記録 9 災害対策の予算及び資金
	人権政策班 (人権政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営支援 2 同和地区の被害調査及び応急対策
	税務班 (税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営支援 2 災害時の納税対策 3 被害家屋、土地の調査報告及び被害認定調査 4 被災者台帳、被災証明等

	<p>会計班 (会計課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部運営支援 2 応急対策物品の購入 3 災害経費の出納及び指定金融機関との連絡調整
<p>民生対策部 (民生部長)</p>	<p>市民生活環境班 (市民課長) (生活環境室長) (総合福祉センター所長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫対策 2 食品衛生対策 3 環境衛生施設の被害調査 4 ごみ対策 5 公害に係る調査及び防止対策 6 ボランティアの受入れ・派遣調整 7 民間協力団体等との連絡調整 8 埋火葬 9 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	<p>保健福祉班 (保健福祉課長) (地域包括支援センター所長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設入所者の避難対策等 2 生命維持装置装着者等への対応(非常電源要) 3 災害救助法に基づく救助対策 4 医療、医薬品及び衛生材料 5 医療関係者の動員及び配置 6 医療施設の被害調査 7 感染症対策 8 福祉施設の被害調査及び応急対策 9 救護所の開設と運営等 10 避難所運営支援 11 被災者の健康調査及び応急診療 12 災害援護資金、生活福祉資金、被災者生活再建支援金 13 赤十字奉仕団その他社会福祉団体との連絡調整 14 生活困窮者に係る相談等 15 食料の炊き出し対策 16 行旅死亡人対策 17 遺体の収容対策
<p>経済対策部 (経済部長)</p>	<p>農林班 (農林課長) (農業委員会事務局長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部応急対策支援 2 農畜林産物の被害調査及び応急対策 3 農地、農道、農業用施設、林地、林道及び林業施設の被害調査、応急対策及び復旧 4 湛水防除施設の管理 5 農業関係団体との連絡調整、協力要請 6 被災農林業者の営農指導及び災害融資 7 地滑り・雪崩等の応急対策及び復旧 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制

	商工観光班 (商工課長) (観光課長)	1 本部応急対策支援 2 救援物資対策 3 商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策 4 被災商工観光業者の災害融資 5 観光客の安全対策
建設水道対策部 (建設水道部長)	道路河川班 (道路河川課長)	1 道路・河川・橋梁・交通施設等の被害調査、応急対策及び復旧 2 災害応急用資機材の調達及び確保 3 交通路の確保及び交通規制 4 除雪対策 5 建設関係団体との連絡調整及び協力要請 6 水防・砂防及び地滑り・雪崩等の警戒・応急対策及び復旧 7 浸水家屋等の調査及び内水排除対策 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	都市計画班 (都市計画課長) (駅周辺整備室長)	1 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策及び復旧 2 仮設住宅の建設等及び応急的住宅対策 3 避難場所等の被災土地建物の危険度判定(応急含む)
	上下水道班 (上下水道課長)	1 水道施設の被害調査、緊急措置及び復旧 2 配水施設の保安確保等 3 飲料水の供給確保及び広報活動 4 復旧用資機材の調達及び確保 5 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制 6 水道工事関連団体への協力要請 7 下水道施設の被害調査、緊急措置及び復旧 8 下水道の使用制限と周知 9 復旧用資機材の調達及び確保 10 下水道工事関連団体への協力要請 11 し尿及び仮設トイレ対策
教育対策部 (教育次長)	子ども班 (子ども課長)	1 避難所開設・運営 2 学校教育関係の被害調査及び応急対策 3 保育所等の被害調査及び応急対策 4 被害児童生徒への教材、学用品等の支給 5 学校教育施設の復旧 6 学校給食対策 7 児童生徒の安全対策 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制

	スポーツ生涯学習班 (スポーツ生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所開設・運営 2 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策 3 社会体育施設の被害調査及び応急対策
議会対策部 (議会事務局長)	議会班 (議会・監査委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会関係者の連絡調整及び災害対策活動 2 本部運営支援
消防対策部 (消防長)	消防班 (消防次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災及び救急対策 2 庶務班・消防団及び関係機関との連絡調整 3 長野県緊急消防援助隊受援計画 4 避難の立退き、指示 5 警戒区域の設定 6 被災者の避難誘導 7 死者、行方不明者の捜索及び救助救出 8 危険物施設等の被害調査、応急対策及び保安対策 9 情報収集・広報活動及び消防無線の管理 10 資材調達

第4節 広域相互応援活動

災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別図1参照)

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

1 応援要請

(1) 市長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

ア 他市町村に対する応援要請（別図2参照）

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。(第6編資料4-2参照)

応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項

イ 県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ウ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

(2) 消防に関する応援要請

ア 県内市町村に対する応援要請

市長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要がある

と認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。(第6編資料4-1参照)

イ 他都道府県への応援要請

市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- (7) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画による。）
- (4) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
- (7) その他、他都道府県からの消防の応援
- (3) その他の相互応援協定等

本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた各協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

2 応援体制の整備

(1) 情報収集及び応援体制の整備

市（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

- (1) 他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、災害の状況、道路交通状況、配置場所、連絡責任者、ヘリポート等応援活動上必要な情報を連絡し、応援手段について協議する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

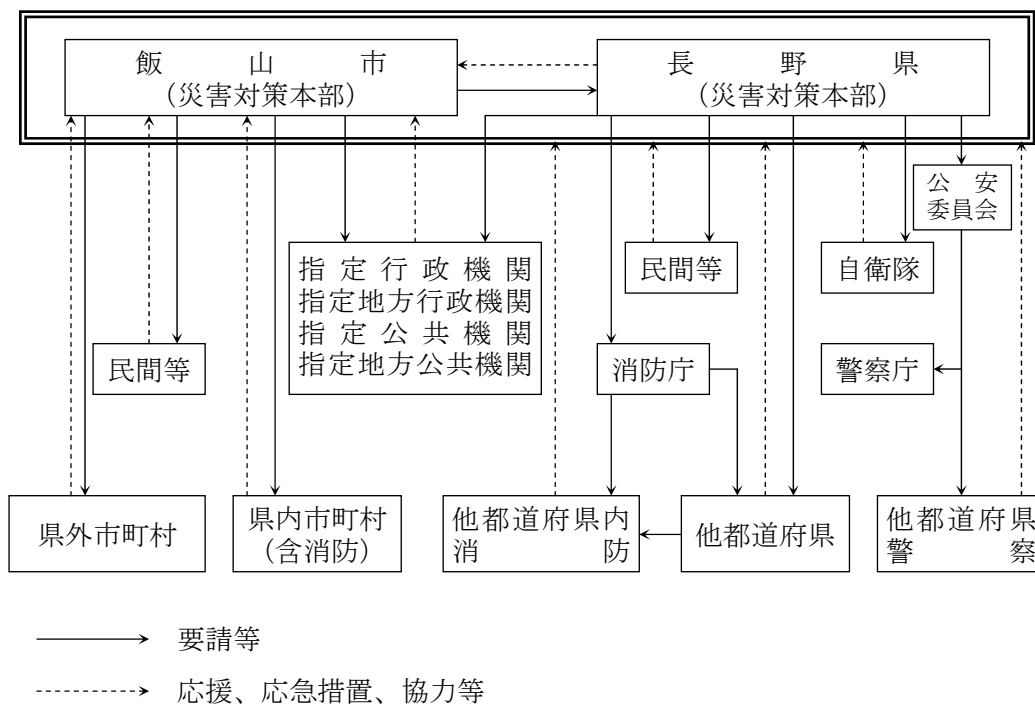
- (2) 緊急消防援助隊を要請した場合の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制を整備する。

4 経費の負担

- (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

(別図1)

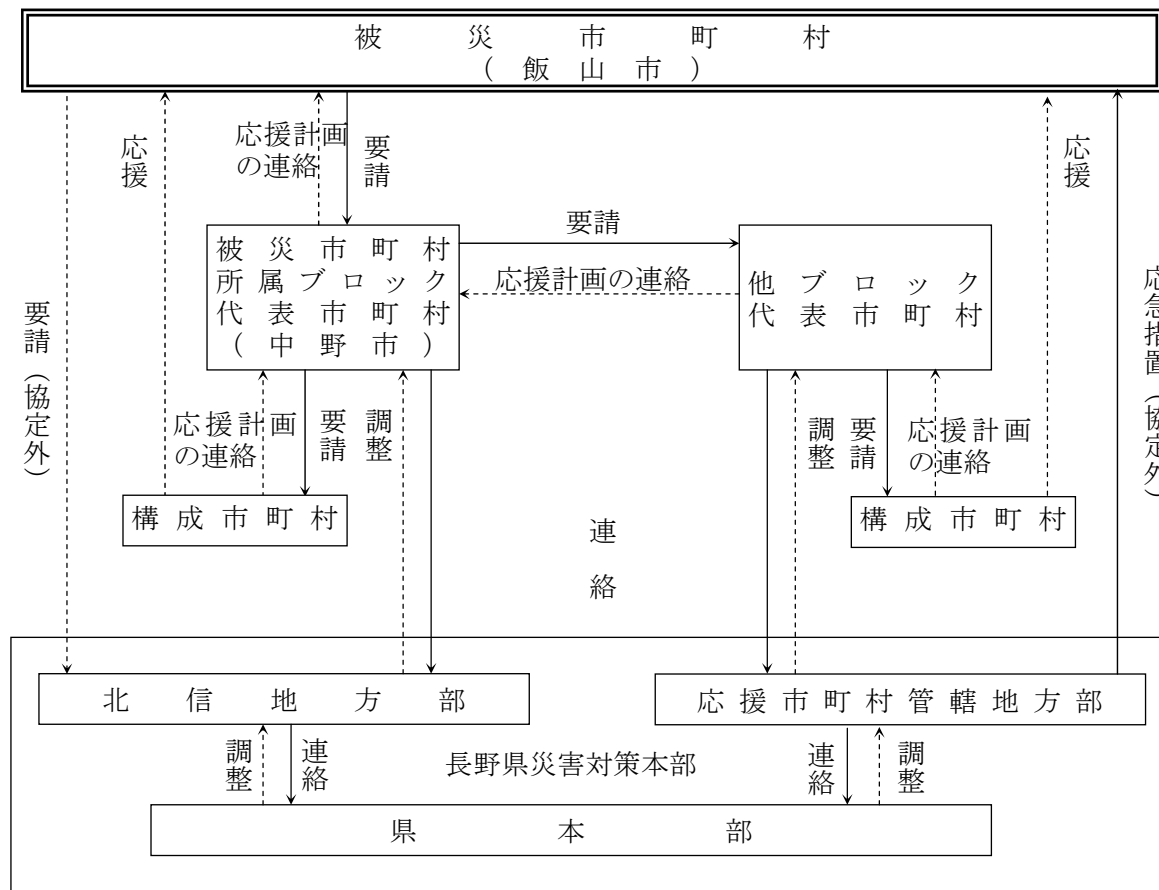
広域相互応援体制図



(別図2)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



第5節 ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 活動内容に応じたヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプター選定基準

種 類	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412E P	15	○	○	○	
県政用ヘリコプター	ベル206 L 3	7	○		○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター A S 365 N 3	13	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○	
ドクターヘリ		6				

2 出動手続きの実施

(1) ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。

ア 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）

イ 活動に必要な資機材等

ウ ヘリポート及び給油体制

エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法

オ 資機材等の準備状況

カ 気象状況

キ ヘリコプターの誘導方法

ク 他のヘリコプターの活動状況

ケ その他必要な事項

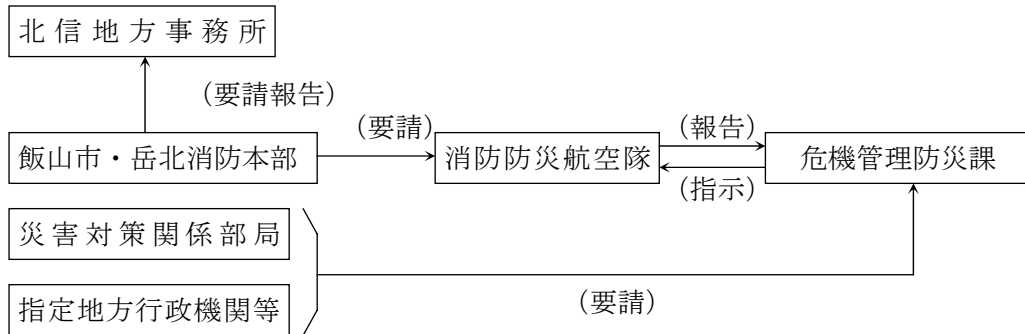
(2) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

(3) ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は次のとおりである。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

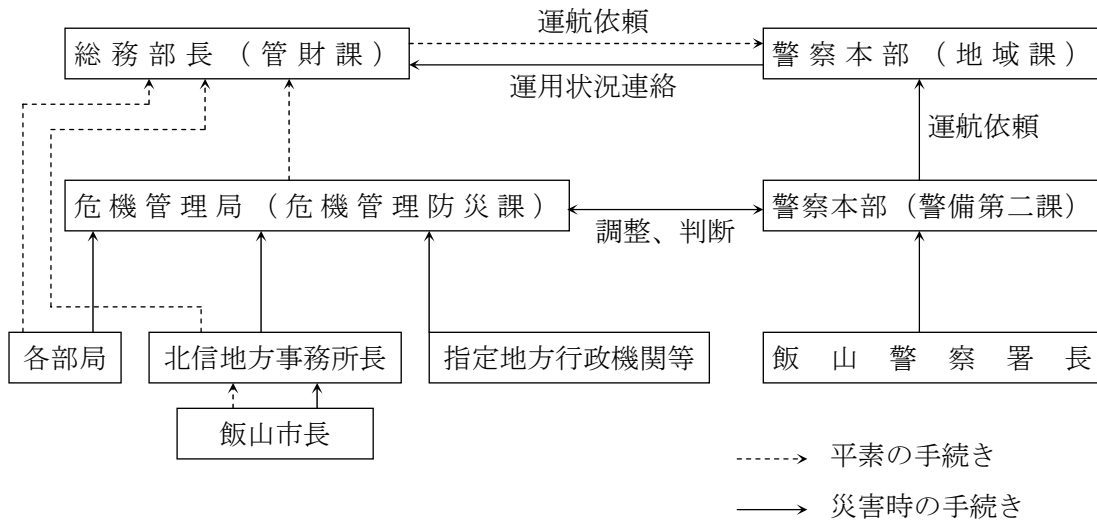


※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz

呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1」

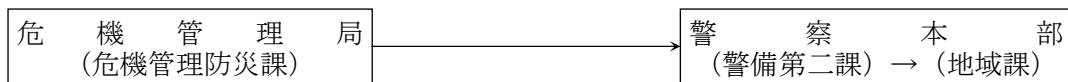
イ 県政用ヘリコプター

平素の県政用ヘリコプターの運用は、総務部（管財課）により運営管理されているが、災害時には、県警における災害応急対策と競合する部分が多く、また、県警ヘリコプターとの総合運用によってより迅速な活用を図る必要があるため、災害時における具体的運用は危機管理局と県警が調整して行う。

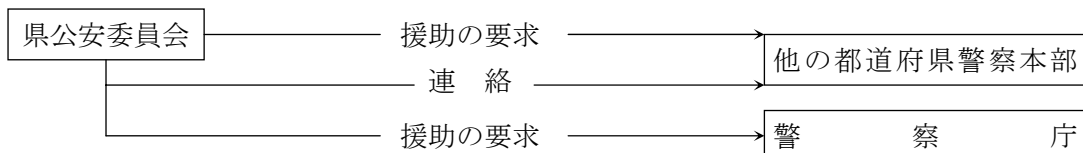


ウ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

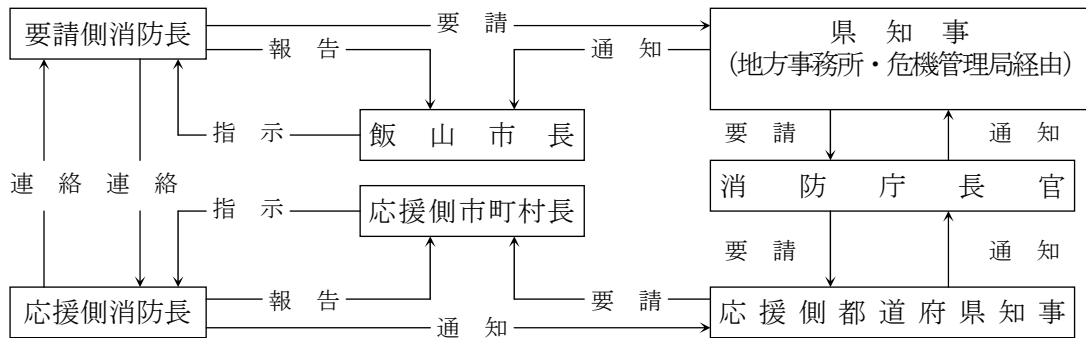


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



エ 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考)「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

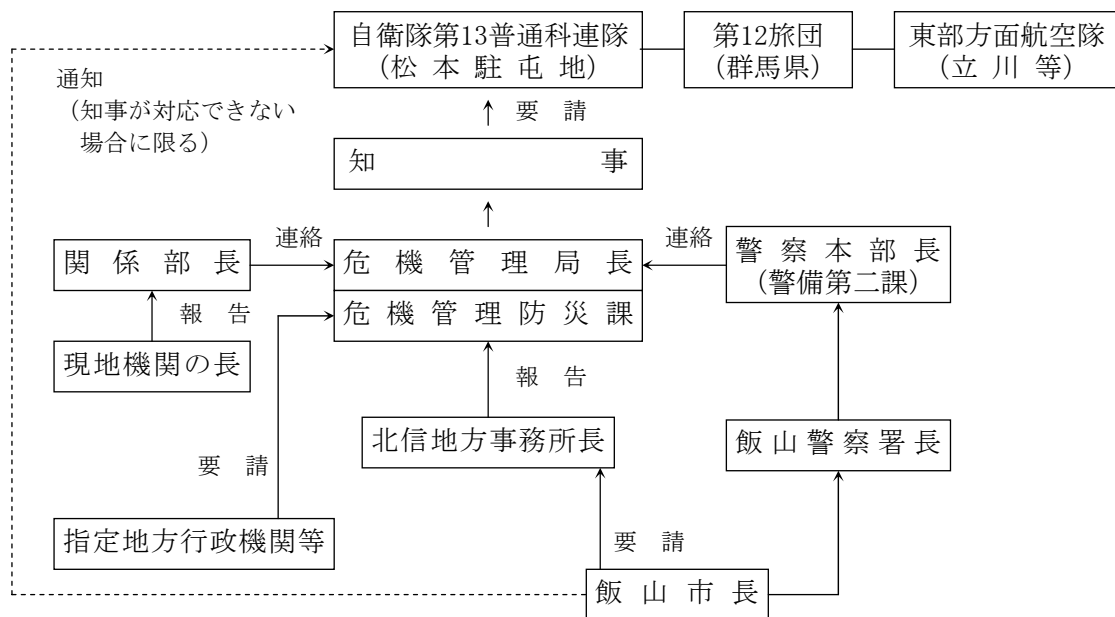
- (7) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は次のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

- (4) 第1出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は次のとおり。

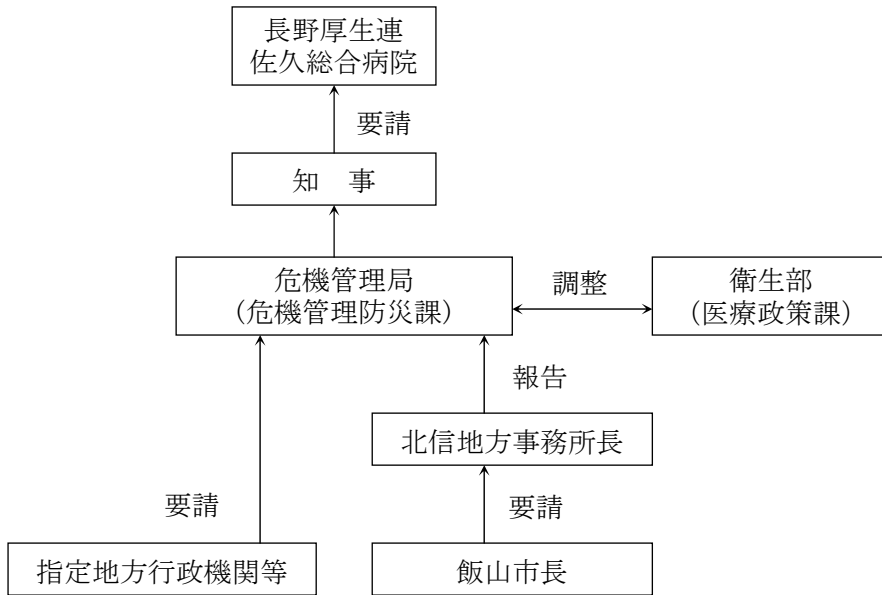
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	石川県	福井県	静岡県	愛知県	名古屋市	三重県
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

オ 自衛隊ヘリコプター



カ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理局と衛生部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院へドクターヘリの出動を要請する。



3 受入体制の整備

- (1) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。(第6編資料8-1参照)
- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

第6節 自衛隊災害派遣活動

大規模な災害が発生したときには、市及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

1 派遣要請

(1) 派遣要請の範囲

市長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、(2)により要請を求める。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索、救助

死者、行方不明者、負傷者の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土嚢^{どのお}の作成、積み込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

キ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、市が準備）

ク 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

ケ 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

コ 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

サ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。

シ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。

ス 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

セ 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

(2) 派遣要請手続

市長は、前記(1)の範囲内において自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北信地方事務所長若しくは飯山警察署長を通じ知事に派遣を求める。

イ 市長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに北信地方事務所を通じ文書による要請処理をする。

ウ 市長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(3) 派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

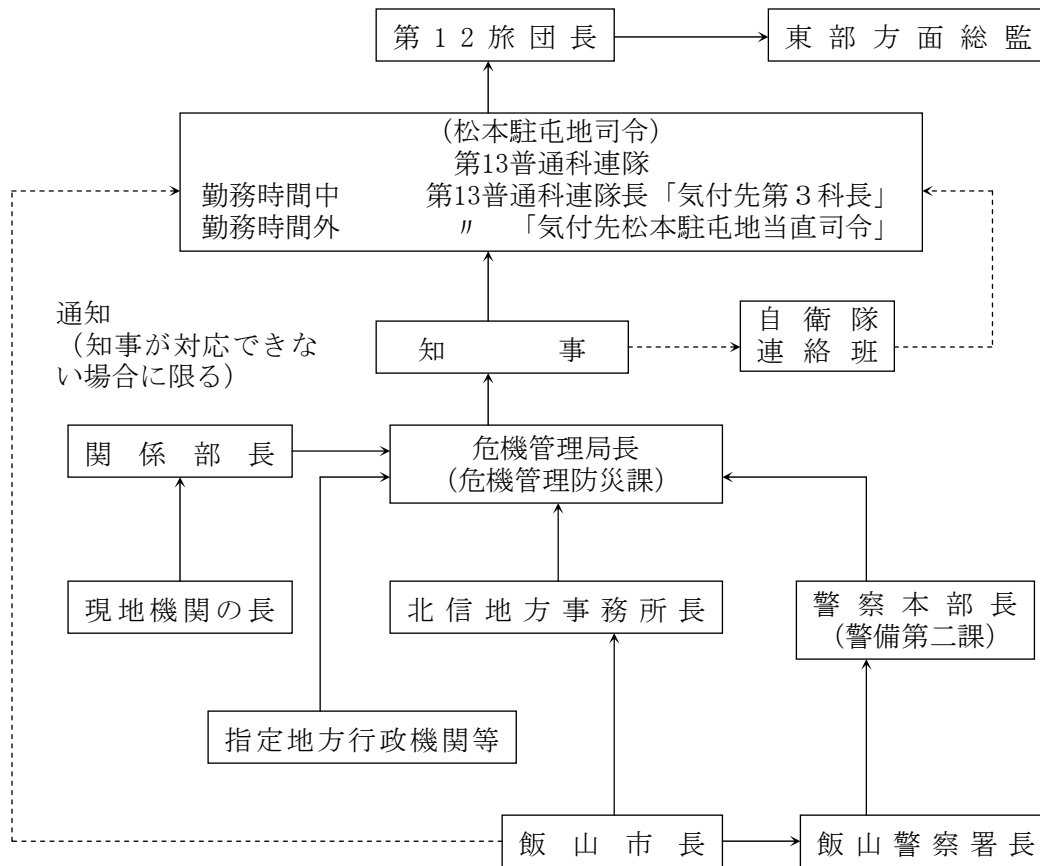
イ 派遣を希望する期間、人員

ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本市のヘリポート（第6編資料8-1参照）

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



<要請文書のあて先・連絡先>

○あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

○連絡先

時 間 内	時 間 外
第三科 N T T 0263-26-2766 (235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁からかける場合) F A X N T T 0263-26-2766 (259) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766 (302) 防災行政無線 8-535-78 (県庁、合庁からかける場合) F A X N T T 0263-26-2766 (259) 防災行政無線 8-535-76

2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう災害の状況によって次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理局長	地方事務所長等

災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地 方 部 長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現 地 本 部 長

- (1) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
- (3) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収

市長は、部隊の活動の必要がなくなると認めるときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のあつた確かな対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救助・救急活動

- (1) 岳北消防本部、飯山警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (2) 必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣活動」により行い、市民の安全確保を図る。
- (3) 岳北消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。
- (4) 岳北消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (5) 岳北消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。

- (6) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

2 医療活動

- (1) 医療・救護班の編成

ア 飯山赤十字病院並びに飯水医師会に協力を求め、医師1名、看護師2名をもって医療班を編成し（状況に応じ保健師、事務職員も加わる。）医療救護活動を行う。

イ 災害現地又は避難所において処置不能な重症患者等については、岳北消防本部救急隊により医療機関へ移送し処置する。

ウ 助産活動については、医療機関に収容し処置する。

エ 飯山赤十字病院で対応しきれない場合には、北信総合病院へ収容する。

- (2) 医療品等の確保

医療機関又は薬剤取扱い業者あるいは、災害用医薬品備蓄事業者から必要な薬剤治療材料を調達するものとする。(第6編資料6-3参照)

(3) 医療・救護班の応援等

災害発生時における応急的な医療救護活動に応援が必要と判断される場合、市は県に対し医療班の派遣を要請する。

(4) 救護所及び後方医療機関等の確保

ア 救護所は、原則として避難所に併置し活動する。

ただし、被災者が救護所への移動が困難な場合は、災害現場の適当な場所を確保しこれに当たる。

イ 医療救護班による応急的処置終了後治療が必要な場合、あるいは医療班による処置不可能な場合は、速やかに医療機関等に通報し、処置の要請を行う。

ウ 負傷者の搬送

負傷者の救護所あるいは後方医療機関への搬送は、岳北消防本部、消防団、日赤奉仕団、救護班に要請し、搬送するものとする。

エ 医療機関の状況

第6編資料6-2を参照のこと。

第8節 消防・水防活動

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消防活動

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳北消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

イ 情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び市民に必要な情報の提供を行う。

ウ 応援要請等

(7) 市は、岳北消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。(第6編資料4-1参照)

(4) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(7) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。

(2) 救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

2 水防活動

(1) 水防信号

水防信号は、長野県水防法施行細則（昭和26年5月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき。	各団員を招集するとともに一般市民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	一般市民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。

信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止

- ・信号は適宜の時間継続する。
- ・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。
- ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 雨量、河川水位の観測

市長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、市域内の降雨状況について、また各河川、ため池等の増水状況及び千曲川の水位状況について消防団員（水防団員）に調査させ、関係機関に通報する。

また、(財)河川情報センターの端末機により雨量情報、水位情報等を随時観測する。

(市内に設置されている雨量観測所は、第6編資料7-5のとおりである。)

(3) 巡視警戒と異常状況の通報

消防団長は、水防警報等が発表されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、特に重要な箇所等を中心として堤防その他の施設を巡視して、異常を発見した場合には、直ちに市長に通知する。

(4) 決壊等の通報

市長は、堤防その他の施設が決壊し、又は危険な状態になったときは、その旨を関係機関及び必要と認める隣接又は下流の水防管理者等に通報する。

(5) 水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な工法により応急工事を実施する。

(6) 水防上重要な水門等の操作、調整

ア 操作等

水門等の管理者は、洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況等により、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規定に基づき、的確な操作を行うものとし、その操作に当たっては、それぞれ定められた通報先に連絡したのち行わなければならない。

イ 緊急時の措置

洪水等により水門等が破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置する。

(7) 水防資機材の調達

水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。(第6編資料7-4参照)

(8) 水防資機材の借用

市長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。

(9) 避難勧告・避難指示等

市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、避難準備情報の伝達、避難勧告・避難指示を速やかに該当地域の住民に対して実施する。

(10) 応援による水防活動の実施

ア 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

イ 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(11) 公用負担

ア 公用負担の確保

水防上必要があるときは、市長又は消防団長は次の権限を行使することができる。

(7) 必要な土地の一時使用

(4) 土石、竹木その他の資材の収用

- (ウ) 運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分
- イ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するとき、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

公 用 負 担 命 令 書			
第 号	次のとおり	のため	することを命ずる。
	年 月 日		
		市長名	㊟
1	目的物の種類	員数	
2	負担内容	使用 収用 処分	
----- 切 取 線 -----			
受 領 証			
第	号の公用負担命令書を受領しました。		
	年 月 日	殿	
		氏名	㊟

ウ 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長・消防団長又は分団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
	氏名
上記の者	の区域における水防法第21条第1項の規定の
	権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
	市長（又は消防団長）
	氏名 ㊟

第9節 災害時要援護者に対する応急活動

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には災害時要援護者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、災害発生時においては、市、県及び医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害時要援護者の安全を確保するとともに、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 応急対策の内容

市は、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。

配 慮 す べ き 項 目	実施機関	対 象 者
【避難収容等】 ○災害時要援護者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難準備情報、避難勧告、避難指示の周知 ・災害時要援護者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて、傷病者、高齢者、障害者、児童等を車両により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 ・段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保 ・車椅子、障害者用携帯便器等 ・要援護者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	市、関係機関 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関	全災害時要援護者 全災害時要援護者 全災害時要援護者 全災害時要援護者 高齢者、障害者、外国籍市民

<p>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ <p>○応急仮設住宅等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障害者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居 	<p>市、県、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>市、県</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【生活必需品等】</p> <p>○災害時要援護者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び災害時要援護者に対する優先的供給・分配</p>	<p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【保健衛生、感染症予防対策等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 	<p>市、県、関係機関</p> <p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保 等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>入院患者、入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員……医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両……移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材……医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保 等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>全災害時要援護者</p> <p>全災害時要援護者</p>

第10節 緊急輸送活動

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

1 緊急交通路確保のための交通規制

市の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を飯山警察署長に通知する。

(1) 規制標識

ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

(2) 規制の報告

報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

応急復旧に当たっては、飯山建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。

(1) 緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

(2) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」による「緊急通行車両等事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、地方事務所や警察署、検問所等において行う。

4 輸送手段の確保

(1) 車両による輸送

ア 災害時における効率的な輸送を確保するため、災害対策本部を設置した場合は、本部が市所有の車両を集中管理する。

イ 市において車両の確保が困難な場合又は不足する場合は、市内公共的団体及び営業者又は市職員、消防団員の自家用車両の借上げを要請するものとし、なお不足する場合は、県又は自衛隊に応援を要請して輸送の確保を図る。

（市有車両の現況及び市内輸送業者一覧表は第6編資料8-2・8-3参照）

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、東日本旅客鉄道(株)長野支社等に協力を要請し、輸送を実施する。

(3) 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うとともに、ヘリポートを確保する。

5 輸送拠点の確保

(1) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市が当たることを原則とし、運営に当たっては、市及び県と密接に連携する。

(2) 市は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点と連携を密にする。

なお、拠点ヘリポート及び物資輸送拠点は、第6編資料8-1のとおりである。

第11節 障害物の処理活動

災害により排出された土砂、立木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与える
と予想される場合に、それらを除去し、市民の生活の安定と交通路の確保を図る。

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。
- (4) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合。
- (5) 河川の流水を抑制し溢水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。

2 障害物除去の方法

- (1) 現有の応急対策機材を用い、地元消防団員及び地域住民の協力を得て実施する。また状況に
応じて建設業者の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、現状回復でなく応急的な除去に限られるものとする。
- (3) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (4) 応援協力体制
 - ア 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講
ずる。
 - イ 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

3 除去障害物の集積、処分方法

- (1) 除去した障害物は、再び交通及び市民生活に被害を与えない場所に一時集積し、後に埋立て
等の処理をする。
- (2) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (3) 応援協力体制
 - ア 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応
じて適切な措置を講ずる。
 - イ 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第12節 避難収容活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(1) 実施機関

ア 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の実施機関は次表のとおりである。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難準備情報	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難の勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難の指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
避難所の開設、収容	市長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

ア 「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

ウ 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難準備情報、避難勧告・避難指示及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

(7) 避難準備情報

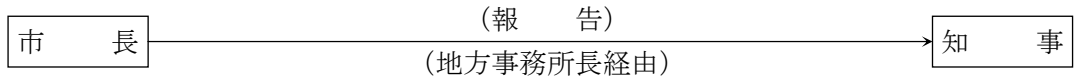
市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報を伝達する。

(4) 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難先又は避難場所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。

- a 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- c 河川が警戒水位・特別警戒水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- d 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- e 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- f 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
- g 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- h 避難路の断たれる危険のある地域
- i 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- j 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(7) 報告（災害対策基本法第60条）



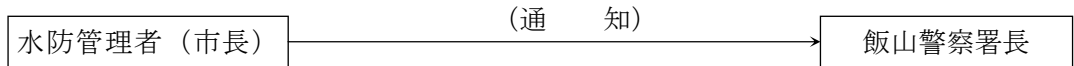
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示

水防管理者は、洪水の氾濫^{はんらん}により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(4) 通知（水防法第29条）



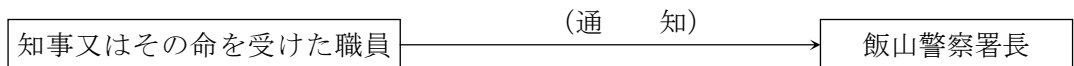
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(4) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

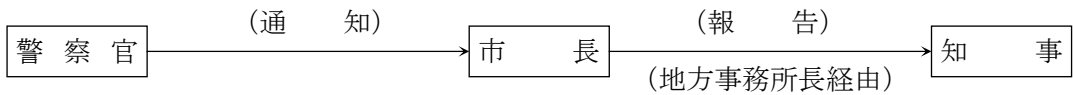
- e 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を

図る。

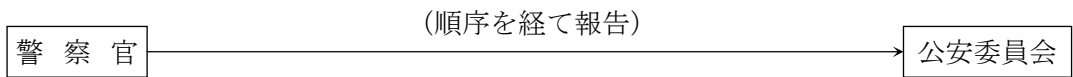
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難市民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

(イ) 報告、通知

a 上記(7) c による場合（災害対策基本法第61条）



b 上記(7) d による場合（警察官職務執行法第4条）

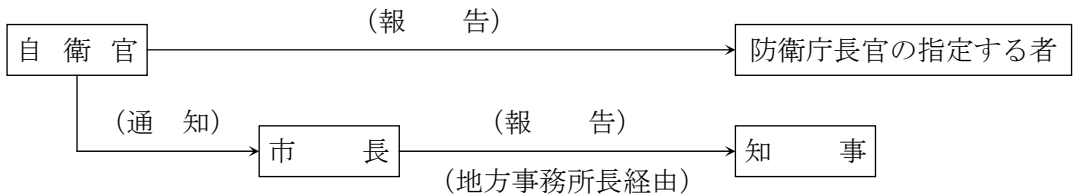


オ 自衛官の行う措置

(7) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



(4) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の時期

ア 避難準備情報

災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況

イ 避難勧告、避難指示

前記(3)ア(イ) a～j に該当する地域が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

(5) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- ア 避難を要する理由
- イ 要避難対象地域
- ウ 避難場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

(6) 市民への周知

ア 避難準備情報、避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、市民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

イ 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(7) 災害時要援護者の状況把握

市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

(8) 市有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難の勧告及び指示は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施者

ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）

イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入

りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、関係機関及び市民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮する。

(1) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ク 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(3) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

4 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

- (1) 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。
- (2) 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (3) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。

ア 避難者

イ 市民

ウ 他の地方公共団体

エ ボランティア

- (5) 避難者に係る情報の早期把握に努める。
- (6) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (7) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障害者用携帯便器等の供給等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(ア) 介護職員等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

エ 災害時要援護者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

オ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保する。

- (8) 市教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、

連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

- イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混雑を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

5 住宅の確保

市は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

第13節 孤立地域対策活動

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

1 孤立実態の把握対策

- (1) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (4) 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達供給活動

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

1 食料品等の調達

(1) 市における調達

市の備蓄食料及び流通在庫等により、調達する。

(2) 応援要請による調達

災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び市のみの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第6編資料4-6参照）

イ 市内食料品販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請

ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第6編資料4-7参照）

エ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第6編資料4-2参照）

オ 北信地方事務所長経由での県に対する要請

2 食料品等の供給

(1) 食料供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

(2) 応急用米穀の供給の基準

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

(3) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

(4) 炊き出しの実施

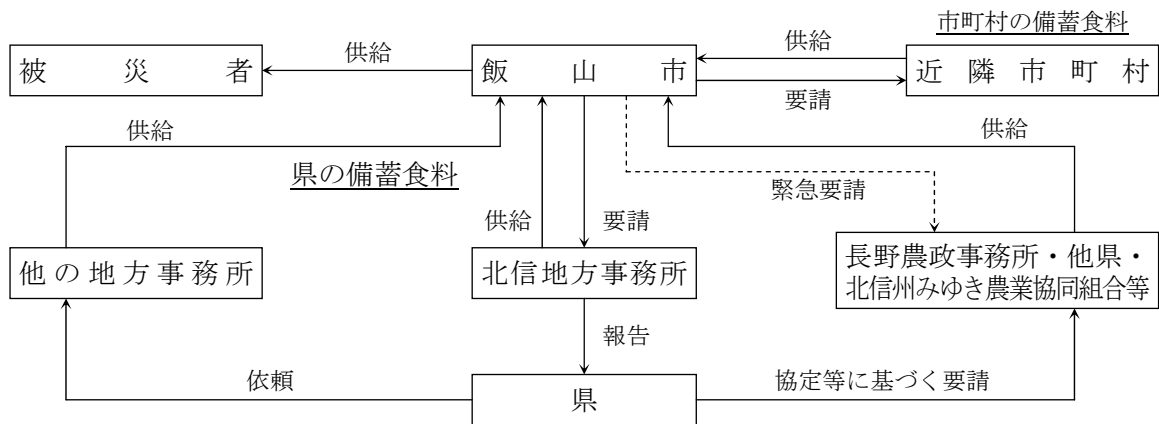
ア 炊き出しの方法

原則として指定避難場所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。
このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。

イ 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

食料の調達供給体制



----- は、農政事務所等に対する緊急要請

ウ 炊き出しの留意事項

- (ア) 炊き出しには飲料適水を使用する。
- (イ) 必要な器具、容器を十分確保する。
- (ロ) 炊き出し場所に皿洗い設備、器具類の消毒設備を設ける。
- (ハ) ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (ニ) 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。
- (ホ) 炊き出し施設は原則として既存の設備を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所等から遠ざけて設ける。

第15節 飲料水の調達供給活動

災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。

なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

1 飲料水の調達

(1) 飲料水は、上水道又は各簡易水道等の水源を使用する。

なお、これらが使用不能な場合は、河川水、プール水、井戸水等をろ過して使用することも考慮する。

(2) 市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。

(3) 市民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。

2 給水用資機材の調達

飯山市上水道で整備しておく応急給水用機器は、第6編資料13-3のとおりであるが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。

なお、小器材については市内等で調達する。

3 飲料水の供給

(1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

(2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

(3) 給水用具の確保を行う。

(4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水かん、パック詰め飲料水等により、1人1日3ℓを供給する。

(5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

(6) 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

(7) 復旧作業に当たり、市指定水道工事業者等との調整を行う。(第6編資料13-2参照)

(8) 市民に対し、市防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第16節 生活必需品の調達供給活動

災害により住家が流失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。

1 生活必需品の調達

(1) 市における調達

市の備蓄物資及び流通在庫等により、調達する。

(2) 応援要請による調達

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び市のみでの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請
(第6編資料4-6参照)

イ 市内生活物資販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請

ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請(第6編資料4-7参照)

エ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請(第6編資料4-2参照)

オ 北信地方事務所長経由での県に対する要請

2 生活必需品の供給

(1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

(3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

1 保健衛生活動

- (1) 被災者の避難状況を把握し、保健所に置かれる地方部衛生班に報告する。
- (2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。
- (3) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動を速やかに推進する。

2 感染症予防対策活動

- (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。
また、消毒用薬剤及び資材等については、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。
- (3) 感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。
また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (6) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。
- (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健所を経由して県へ報告する。
- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健所を

経由して県に提出する。

- (9) 災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健所を経由して県に提出する。

第18節 死体の捜索及び処置等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

1 行方不明者等の捜索

- (1) 行方不明者の捜索は、警察、消防団を中心とし、地区区長から隣組長を通じて地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 市は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 死体の収容処理

(1) 死体の収容

ア 市は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所に死体の収容所を開設し、死体を収容する。また、収容に必要な機材を確保する。

イ 収容した死体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(2) 死体の検案・処置等

ア 市は、警察及び医療機関等の協力を得て、死体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した死体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 市は、県及び警察と連携し、死体安置所の設置状況及び死体収容状況等に関し、報道機関等を通じて市民に対する広報に努める。

(3) 身元不明死体の処理

ア 身元不明の死体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 死体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

3 死体の埋・火葬

ア 身元が判明しない死体の埋・火葬を行う。

イ 外国人死体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、死体の措置について協議する。

4 応援要請

市は、死体運搬車、棺及び火葬場の不足等死体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの

応援を必要とする場合は、県等に要請する。

第19節 廃棄物の処理活動

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

1 清掃班（ごみ処理班・し尿処理班）の編成

(1) ごみ処理

ごみ処理班は、(有)飯山清掃社及び民間収集許可業者の協力を得て行う。

(2) し尿処理

し尿処理班は、(有)飯山清掃社及び民間業者の協力を得て行う。

2 ごみ処理

(1) 仮置場の設置

ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。

イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

(2) 収集・処分

ア ごみ収集処分は、市街地を優先的に行う。

イ 岳北クリーンセンターは、ごみの受入れに万全を期する。

ウ 被害地域が広範に及び、岳北クリーンセンターにおける処理能力を超える場合は、埋め立て又は野焼焼却等支障のない方法で処理する。

エ 可能な限り、リサイクルに努める。

(3) 市民への広報

市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、市民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

ア 市が定める仮置場及び収集日時に従ってごみを搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

3 し尿・浄化槽汚泥等の処理

(1) し尿処理

ア グリーンパークみゆき野は、し尿の受入れに万全を期するものとする。

イ 被災地のし尿収集については、収集量及び収集戸数が多い場合は、緊急措置として、便槽の20%程度の収集とし、被災家屋のトイレの使用を確保する（第一次収集という。）。
ウ 必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する。

なお、仮設トイレの設置については、障害者等災害時要援護者に配慮する。

エ 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、市民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。

オ 必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は市自ら又は他市町村等の応援により処理施設により処理する。

(2) 浄化槽の清掃方法

被災地域の合併浄化槽・単独浄化槽・家庭雑排水簡易処理装置の保守点検及び汚泥の抜き取りは、緊急を要するものから、逐次市内取扱業者に協力を求めて行う。

(3) 下水道処理施設への臨時的投入

し尿及び浄化槽汚泥について、通常の処理施設で処理不可能の場合は、市内の下水道処理施設に臨時的に投入し処理することができる。

4 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、集中して埋却処理する。

5 廃棄物処理等の応援要請

市長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

6 経費の国庫補助申請

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に北信地方事務所へ報告する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

2 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第21節 危険物施設等応急活動

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 危険物施設応急対策

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、岳北消防本部の指導・協力を得て、次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確

確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

2 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

(2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

3 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、市民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

4 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第22節 電気施設応急活動

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
 - 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点に応急対策を推進するものとする。

1 応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

市は、中部電力(株)の行う応急復旧活動に協力する。

3 二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。

第23節 上水道施設応急活動

大規模災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

1 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急復旧用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

3 応急復旧活動

市は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て上水道施設の応急復旧活動を実施する。

- (1) 被害状況に基づき、応急活動内容を決定する。
- (2) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (3) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう市民に周知する。
- (4) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (5) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (6) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (7) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、市民への周知を徹底する。
- (8) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。
- (9) 応急復旧で掘削工事を伴う場合は、他の埋設物設置者と情報交換を行い、工事現場での混乱

が生じないよう十分に調整する。

4 広報活動

発災後は、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

第24節 下水道施設応急活動

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

1 情報の収集、被害規模の把握

市は、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳を活用し、早期に被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

2 応急対策の実施

(1) 管 渠

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

(2) 処理場

ア 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

イ 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

ウ 処理場での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(3) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(4) 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

3 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。(第6編資料14-1参照)

4 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

第25節 通信施設応急活動

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

1 防災行政無線等通信施設の応急活動

- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電信電話施設の応急活動

市は、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDD I (株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

第26節 鉄道施設応急活動

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

1 市の応急復旧活動

- (1) 道路との交差点において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。
- (2) 道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。
- (3) 同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

2 東日本旅客鉄道(株)の応急復旧活動

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(1) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び收容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(2) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(3) 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておく。

(4) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定

めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

(5) 災害復旧

ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第27節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍市民等災害時要援護者に対して十分配慮するよう努める。

1 市民等への的確な情報の伝達

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ、掲示板、広報紙等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

- (1) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (2) 二次災害の防止に関する情報
- (3) 避難場所・経路・方法等に関する情報
- (4) 医療機関等の生活関連情報
- (5) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (6) 交通規制等の状況に関する情報
- (7) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (8) 安否情報
- (9) その他必要と認められる情報

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

第28節 土砂災害等応急活動

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 地すべり等応急対策

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

- (1) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

2 土石流対策

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。

第29節 建築物災害応急活動

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 建築物

- (1) 市は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導する。
 - ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
 - イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

2 文化財

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 所有者は、災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

第30節 道路及び橋梁応急活動

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

1 被害状況の把握

道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、飯山建設事務所、飯山警察署等の関係機関及び市民等から情報を収集する。

2 交通の確保

- (1) 被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。

3 応急復旧

- (1) 飯山建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第31節 河川施設等応急活動

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

1 河川施設等応急対策

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 飯山建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。
- (4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

2 ダム施設応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとするが、市はこれに協力する。

3 ため池災害応急活動

- (1) 災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

市は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第30節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、岳北消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する（本章第8節「消防・水防活動」の「2 水防活動」参照）。

(2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

- (3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる。

市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県土木部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第33節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農水産物災害応急対策

市は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地方事務所に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

周知すべき作物別の主な応急対策は次のとおりである。

ア 水稻

- (ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (ウ) 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ 果樹

- (ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- (イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- (ウ) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
- (エ) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

ウ 野菜及び花き

- (ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (イ) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (ウ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (エ) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

エ 畜産

- (7) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。
また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (4) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

オ 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

市は、被害状況を調査し、その結果を北信地方事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第34節 文教活動

小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、その旨を防災行政無線、広報車及びその他確実な方法で児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。

(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

イ 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 保育児童に対する避難誘導等

園長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 児童が登園する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休園の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市にその旨連絡する。

(2) 児童が在園中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。

イ 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び園長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指定された避難場所へ誘導する。

ウ すべての児童の避難状況を正確に把握し、負傷した児童に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。

(4) 災害後の保育事業の再開等

ア 災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

イ 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

ウ 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

3 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教委の指導及び支援を得て、市教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(7) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(4) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整

を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(7) 災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 被災した児童生徒等を学校等に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育を行う。

(7) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(5) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

(7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

(7) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(4) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(7) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

4 教科書の供与等

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

(2) 学用品の斡旋

必要な学用品を調査し、数量を把握し、教育委員会が斡旋する。

(3) 就学援助

市教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第35節 ボランティアの受入れ体制

災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 災害対策本部は、市社会福祉協議会等のボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 市社会福祉協議会は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部等関係機関に報告する。
- (4) 市社会福祉協議会は、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体とともに救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

- (1) 災害対策本部は、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）の確保に協力する。また、必要に応じ、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。
- (2) 市社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

第36節 義援物資、義援金の受入れ体制

大規模な災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援金品の募集、受入れ

- (1) 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- (2) 市は、県及び関係機関等と協力し、市民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は寄託された義援金は委員会に、義援物資は市に速やかに引き継ぎを行う。

委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、市を通じて適正に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第37節 災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、市長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは市長が行う。

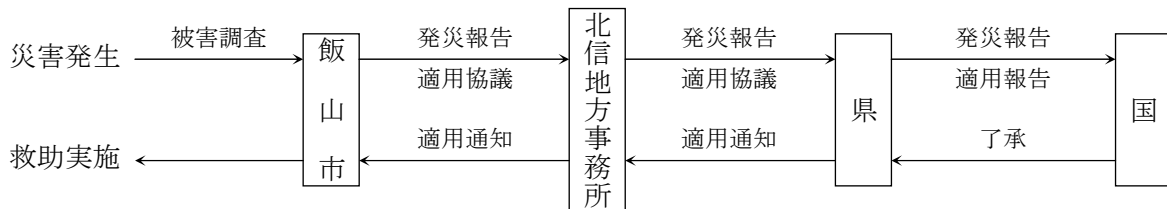
1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- (1) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに北信地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助の実施

市は、県及び関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(1) 救助の役割分担

市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、「救助の実施要領の基準（概要）」の基準により行う。（第6編資料18-1参照）